

新規上場申請のための有価証券報告書
(I の部)

上場申請会社

スター・マイカ・ホールディングス株式会社

目 次

頁

【表紙】	
第一部 【組織再編成に関する情報】	1
第1 【組織再編成の概要】	1
1 【組織再編成の目的等】	1
2 【組織再編成の当事会社の概要】	3
3 【組織再編成に係る契約】	3
4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】	68
5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】	69
6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】	69
7 【組織再編成に関する手続】	70
第2 【統合財務情報】	72
第3 【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約】	74
第二部 【企業情報】	75
第1 【企業の概況】	75
1 【主要な経営指標等の推移】	75
2 【沿革】	75
3 【事業の内容】	75
4 【関係会社の状況】	76
5 【従業員の状況】	76
第2 【事業の状況】	78
1 【業績等の概要】	78
2 【生産、受注及び販売の状況】	78
3 【対処すべき課題】	78
4 【事業等のリスク】	80
5 【経営上の重要な契約等】	82
6 【研究開発活動】	83
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	83
第3 【設備の状況】	84
1 【設備投資等の概要】	84
2 【主要な設備の状況】	84
3 【設備の新設、除却等の計画】	84
第4 【上場申請会社の状況】	85
1 【株式等の状況】	85
2 【自己株式の取得等の状況】	96
3 【配当政策】	97
4 【株価の推移】	97
5 【役員の状況】	98
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	100
第5 【経理の状況】	103
第6 【上場申請会社の株式事務の概要】	126
第7 【上場申請会社の参考情報】	128
1 【上場申請会社の親会社等の情報】	128
2 【その他の参考情報】	128
第三部 【上場申請会社の保証会社等の情報】	129

第四部 【上場申請会社の特別情報】	130
第1 【最近の財務諸表】	130
第2 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】	148

監査報告書

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿
【提出日】	2019年4月26日
【会社名】	スター・マイカ・ホールディングス株式会社
【英訳名】	Star Mica Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水永 政志
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
【電話番号】	03-5776-2785
【事務連絡者氏名】	長谷 学
【最寄りの連絡場所】	スター・マイカ株式会社 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
【電話番号】	03-5776-2701
【事務連絡者氏名】	スター・マイカ株式会社 経営管理部長 相澤 貴純

第一部【組織再編成に関する情報】

第1【組織再編成の概要】

1【組織再編成の目的等】

1. 持株会社化の目的及び理由

スター・マイカ株式会社（以下「スター・マイカ」といいます。）グループでは、これまでリノベーションマンシヨンの企画・販売事業を軸に、不動産仲介、不動産投資コンサルティング、不動産賃貸管理、不動産運用マネジメント、金融コンサルティング等、様々な周辺事業に取り組み、その結果、他社との差別化されたビジネスモデルを確立しております。

一方で、国内人口の減少といった社会課題に加え、新築マンションの価格高騰、リノベーションマンションへのニーズの多様化、不動産テックの台頭等、スター・マイカグループを取り巻く事業環境は大きな変局を迎えると認識しております。

今般、スター・マイカは、このような環境変化を踏まえ、スター・マイカの独自性の高いリノベマンション事業の継続的な発展、既存のビジネスを含む周辺事業の拡充による成長の加速、さらには将来的な投資対象の多様化への対応といった今後のグループの成長戦略を柔軟かつ機動的に実行することを可能とする体制の構築を図るとともに、これらの成長戦略を支えるべく、以下の2点を目的として持株会社体制への移行を決定いたしました。

① グループ戦略立案機能の強化と各事業子会社への権限移譲

グループの各事業子会社に権限と責任を委譲することにより、環境変化に迅速な対応を行い、最適な業務の執行を目指します。すなわち、持株会社においてはグループ視点にたった継続的な成長戦略の立案とそれに基づく経営資源の配分の決定の機能を中心とする一方、各事業子会社においては、持株会社主導のもとで権限移譲を進め、事業属性に応じた人事体系の構築といった柔軟な組織運営や移譲された権限と責任の範囲内において積極的な投資判断を行う仕組みを構築いたします。

② グループ経営管理機能の高度化

グループの各事業子会社に対する責任と権限の委譲により各社の専門性・自律性をより高める一方、経営の監督と執行の分離を図り、持株会社はグループの監督に注力いたします。また、持株会社は、グループの持続的な企業価値向上に向けた成長戦略の下、グループ全体の組織運営や権限配分等を適時適切にコントロールすることを通じ、グループ経営管理機能の高度化を図って参ります。

持株会社体制への移行方法については、株式交換のほか、株式移転や会社分割等の手法も含めて慎重に協議・検討いたしました。

スター・マイカの筆頭株主の当社は、スター・マイカ創業者であり代表取締役である水永政志の財産管理会社です。創業者による当社を通じたスター・マイカ株式の間接保有は、スター・マイカの経営の安定及び株主構成の安定性確保に寄与してきたと考えておりますが、持株会社体制への移行の手段として当社を株式交換完全親会社とする株式交換を利用する場合、創業者による持株会社株式の直接保有となるため、持株会社の株主構成の透明性が向上し、スター・マイカのガバナンスに対する株主の皆様への理解がより一層深まるものと考えております。さらに、株式交換を利用する場合、完全親会社となる持株会社を新たに設立する必要が無いことから、迅速かつ機動的に持株会社体制に移行できると考えております。一方、株式移転を利用する場合、創業者による持株会社株式の間接保有が継続するため、株主構成の透明性の向上を図ることができないこと、また、会社分割を利用する場合、株式移転による場合と同様に、スター・マイカ創業者による持株会社株式の間接保有が継続すること、また、スター・マイカの事業や資産等をスター・マイカの子会社に移転する手続や許認可の再取得等の煩雑な手続が必要になる等、スター・マイカの事業への影響が生じる可能性があると考えております。

以上の理由により、持株会社への移行方法については、当社を株式交換完全親会社、スター・マイカを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）が最善の手法であると判断いたしました。

2. 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

(1) 上場申請会社の企業集団の概要

本株式交換の効力発生後における当社の企業集団の概要は以下のとおりとなる予定です。

① 上場申請会社の概要

(1) 商号	スター・マイカ・ホールディングス株式会社		
(2) 事業内容	リノベマンション事業、インベストメント事業及びアドバイザー事業を展開するグループ全体の経営戦略・経営管理等の提供		
(3) 本店所在地	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号		
(4) 代表者及び役員の就任予定	代表取締役社長	水永 政志	現 スター・マイカ 代表取締役社長
	取締役 (監査等委員)	小滝 一彦	現 スター・マイカ 取締役 (監査等委員)
	取締役 (監査等委員)	小坂 義人	現 スター・マイカ 取締役 (監査等委員)
	取締役 (監査等委員)	矢野 裕史	—
(5) 資本金	100,000,000円		
(6) 純資産(単体)	未定		
(7) 総資産(単体)	未定		
(8) 決算期	11月30日		

② 上場申請会社の企業集団の概要

当社の企業集団の概要は、本株式交換により、以下のとおりとなる予定です。

会社名	住所	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の兼任等		資金援助	営業上の 取引	設備の賃 貸借
					当社役員 (名)	当社従業員 (名)			
(連結子会社)									
スター・マイカ (注) 1	東京都港区	3,573	リノベマンション 事業、インベスト メント事業、アド バイザー事業	100.0	未定	未定	未定	未定	未定
スター・マイカ・ アセットマネジメ ント株式会社	東京都港区	30	アドバイザー事 業	100.0 (100.0)	未定	未定	未定	未定	未定
スター・マイカ・ レジデンス株式会 社	東京都港区	30	アドバイザー事 業	100.0 (100.0)	未定	未定	未定	未定	未定
スター・マイカ・ プロパティ株式会 社	東京都港区	30	アドバイザー事 業	100.0 (100.0)	未定	未定	未定	未定	未定
スター・マイカ・ アセット・パート ナーズ株式会社	東京都港区	30	アドバイザー事 業	100.0 (100.0)	未定	未定	未定	未定	未定
SMAiT株式会社	東京都港区	36	アドバイザー事 業	88.2 (88.2)	未定	未定	未定	未定	未定

(注) 1. スター・マイカは、有価証券報告書を提出している会社です。

2. 「議決権の所有割合」の()内は、間接所有割合で内数であります。

(2) 上場申請会社の企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

① 資本関係

当社は、スター・マイカの普通株式2,974,000株（発行済株式総数の16.3%）を保有しておりますが、本株式交換によりスター・マイカは当社の完全子会社となる予定です。

② 役員の兼任関係

当社の代表取締役である水永政志がスター・マイカの代表取締役を兼務しております。また、当社の取締役（監査等委員）2名がスター・マイカの取締役（監査等委員）を兼務しております。

③ 取引関係

当社は、スター・マイカとの間で、IT戦略コンサルティング、市場調査及び広告調査支援業務等を委託することを内容とする業務委託契約を締結しております。

2 【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3 【組織再編成に係る契約】

1. 株式交換契約の内容の概要

2018年11月1日付で当社及びスター・マイカとの間で締結されました、2019年6月1日（予定）を効力発生日とし、当社を完全親会社、スター・マイカを完全子会社とする本株式交換を行うこととする株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）は、2019年2月26日に当社及びスター・マイカの株主総会において承認されました。

本株式交換契約に基づき、スター・マイカの普通株式1株に対して、当社の普通株式1株を割当て交付します。本株式交換契約の内容は下記の「2. 株式交換契約の内容」のとおりです。

2. 株式交換契約の内容

株式交換契約書

スター・マイカ・ホールディングス株式会社（以下「甲」という。）とスター・マイカ株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を乙の株式交換完全親会社とし、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：スター・マイカ・ホールディングス株式会社

住所：東京都港区虎ノ門四丁目3番1号

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：スター・マイカ株式会社

住所：東京都港区虎ノ門四丁目3番1号

第3条（株式交換に際して割当交付する株式）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式（ただし、甲が保有する乙の発行済株式は除く。）の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、乙の株式に代わる金銭等として、その保有する乙の普通株式の合計数と同数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して行われる前項の対価の割当てについて、本割当対象株主に対し、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換に際し増加する甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 資本金 | 90,000,000円 |
| (2) 資本準備金 | 会社計算規則第39条第1項に規定する株主資本等変動額から
90,000,000円を控除した額 |
| (3) 利益準備金 | 0円 |

第5条（株式交換に際して交付する甲の新株予約権及びその割当て）

甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の新株予約権原簿に記載又は記録された新株予約権者（以下「本割当対象新株予約権者」という。）に対し、本割当対象新株予約権者が所有する下表の左欄に記載された乙の新株予約権に代わり、当該新株予約権1個につき当該新株予約権に対応する下表の右欄に記載された甲の新株予約権1個を割当交付する。

乙の新株予約権	甲の新株予約権
2002年12月11日開催の臨時株主総会決議の新株予約権 (内容は、別紙1-1記載のとおり)	第1回新株予約権 (内容は、別紙2-1記載のとおり)
2010年2月26日開催の取締役会決議の新株予約権 (内容は、別紙1-2記載のとおり)	第2回新株予約権 (内容は、別紙2-2記載のとおり)
2011年6月30日開催の取締役会決議の新株予約権 (内容は、別紙1-3記載のとおり)	第3回新株予約権 (内容は、別紙2-3記載のとおり)
2012年4月13日開催の取締役会決議の新株予約権 (内容は、別紙1-4記載のとおり)	第4回新株予約権 (内容は、別紙2-4記載のとおり)
2013年4月11日開催の取締役会決議の新株予約権 (内容は、別紙1-5記載のとおり)	第5回新株予約権 (内容は、別紙2-5記載のとおり)
2014年3月31日開催の取締役会決議の新株予約権 (内容は、別紙1-6記載のとおり)	第6回新株予約権 (内容は、別紙2-6記載のとおり)
2015年1月15日開催の取締役会決議の新株予約権 (内容は、別紙1-7記載のとおり)	第7回新株予約権 (内容は、別紙2-7記載のとおり)
2018年1月22日開催の取締役会決議の新株予約権 (内容は、別紙1-8記載のとおり)	第8回新株予約権 (内容は、別紙2-8記載のとおり)
2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第1回新株予約権 (内容は、別紙1-9記載のとおり)	第9回新株予約権 (内容は、別紙2-9記載のとおり)
2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第2回新株予約権 (内容は、別紙1-10記載のとおり)	第10回新株予約権 (内容は、別紙2-10記載のとおり)
2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第3回新株予約権 (内容は、別紙1-11記載のとおり)	第11回新株予約権 (内容は、別紙2-11記載のとおり)

第6条（株式交換の効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2019年6月1日とする。ただし、本株式交換の手の続の進行に及び必要あるときは、甲乙協議して合意のうえ、これを変更することができる。

第7条（株式交換契約の承認株主総会）

1. 甲は、会社法第795条第1項に定める株主総会を2019年2月26日に開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、本株式交換の手の続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議して合意のうえ、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議に係る株主総会の開催日を変更することができる。
2. 乙は、会社法第783条第1項に定める株主総会を2019年2月26日に開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、本株式交換の手の続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議して合意のうえ、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議に係る株主総会の開催日を変更することができる。

第8条（乙による自己株式の消却）

乙は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において乙が保有する自己株式（会社法第785条の規定に基づく乙の株主による株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を基準時において消却する。

第9条（会社財産の管理）

1. 甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、本契約において別途定めるものを除き、その財産状態、経営成績、事業若しくは権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、予め甲乙協議して合意のうえ、これを行う。
2. 前項の規定にかかわらず、甲は、本契約締結後効力発生日に至るまでの間に、その普通株式1株を148.7株とする株式の分割を行うものとする

第10条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失うものとする。

- (1) 効力発生日の前日までに、第7条第1項に定める甲の株主総会の承認が得られない場合
- (2) 効力発生日の前日までに、第7条第2項に定める乙の株主総会の承認が得られない場合
- (3) 次条に従い本契約が解除された場合
- (4) 本株式交換に必要な法令に定める関係官庁等の承認が効力発生日の前日までに得られない場合

第11条（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じたときは、甲乙協議して合意のうえ、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができるものとする。

第12条（準拠法及び合意管轄裁判所）

本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議して合意のうえ、これを定める。

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

2018年11月1日

甲：東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
スター・マイカ・ホールディングス株式会社
代表取締役 水永 政志

乙：東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
スター・マイカ株式会社
代表取締役 水永 政志

(別紙1-1)

スター・マイカ株式会社2002年12月11日開催の臨時株主総会決議の新株予約権の内容

1. 会社の商号

スター・マイカ株式会社

2. 新株予約権の数

3,200個

3. 新株予約権の目的である株式の数

普通株式 640,000株

但し、新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整する。但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割又は併合の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うものとする。

4. 新株予約権の発行価額

無償

5. 新株予約権の割当日

2002年12月28日

6. 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）金250円に、新株予約権の目的たる株式数を乗じた金額とする。

新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分をする場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

7. 新株予約権を行使することができる期間

2003年1月1日から2022年12月31日まで

8. 新株予約権の行使の条件（行使価額及び行使期間を除く。）

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「対象者」という。）は、権利行使時においても当社または当社子会社及び関連会社の取締役または監査役その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合はこの限りでない。
- ② 対象者が、当社または当社子会社の就業規則に基づく懲戒処分（ただし、戒告は除く）を受けたときは、新株予約権を行使できない。
- ③ 新株予約権の質入その他の処分は認めない。
- ④ 対象者が行使期間開始後に死亡した場合、その相続人は、対象者死亡の日より1年経過する日と権利行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでの間、対象者死亡の日において行使可能な新株予約権を行使することができる。

9. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ① 当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書または株式移転の議案並びに当社が消滅会社となる合併契約書の議案が株主総会で承認されたときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使する前に、当社及び当社子会社の取締役または監査役の地位を喪失したことにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

10. 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには取締役会の承認を要するものとする。

以 上

(別紙1-2)

スター・マイカ株式会社2010年2月26日開催の取締役会決議の新株予約権の内容

1. 会社の商号

スター・マイカ株式会社

2. 新株予約権の数

81個

3. 新株予約権の目的である株式の数

普通株式 16,200株

なお、新株予約権1個当たりの新株予約権の目的である株式の種類及び数は、当社普通株式200株とする。

ただし、新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的となる株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

4. 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり金7万6766円

5. 新株予約権と引き換えにする払込金額の払込みの期日

2010年3月15日

6. 新株予約権の割当日

2010年3月15日

7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額（以下、「行使価額」という。）金1円に新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分をする場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

8. 新株予約権を行使することができる期間

2010年3月16日から2040年3月14日までの期間とする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

9. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役在任中は新株予約権を行使することができず、取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役在任中に死亡した場合または当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に死亡した場合は、その者の相続人は、その者が死亡した日の翌日から3か月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③ 新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役を解任された場合には、新株予約権を行使することができない。
- ④ 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の全部を一括してのみ行使することができる。

10. 新株予約権の取得事由及び取得条件

定めない。

11. 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには取締役会の承認を要するものとする。

12. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、その結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

13. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨での定め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

14. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の交付の定め及びその条件

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記3. に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
1株当たりの金額を金1円（前記7. に定める行使価額の調整を行った場合は、調整後行使価額とする。）とし、これに新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
前記8. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、前記8. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
前記9. に準じて決定する。
- ⑦ 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
前記10. に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要する。

- ⑨ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記12. に準じて決定する。
- ⑩ 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

以 上

(別紙1-3)

スター・マイカ株式会社2011年6月30日開催の取締役会決議の新株予約権の内容

1. 会社の商号

スター・マイカ株式会社

2. 新株予約権の数

120個

3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 24,000株

なお、新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は、当社普通株式200株とする。

ただし、新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的となる株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

4. 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり金7万6686円

5. 新株予約権と引き換えにする払込金額の払込みの期日

2011年7月15日

6. 新株予約権の割当日

2011年7月15日

7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額

(以下、「行使価額」という。)金1円に新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分をする場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

8. 新株予約権を行使することができる期間

2011年7月16日から2041年7月14日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたる時は、その前営業日を最終日とする。

9. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役在任中は新株予約権を行使することができず、取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役在任中に死亡した場合または当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に死亡した場合は、その者の相続人は、その者が死亡した日の翌日から3か月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③ 新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役を解任された場合には、新株予約権を行使することができない。
- ④ 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の全部を一括してのみ行使することができる。

10. 新株予約権の取得事由及び取得条件

定めない。

11. 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには取締役会の承認を要するものとする。

12. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、その結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

13. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨での定め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

14. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の交付の定め及びその条件

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記3. に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
1株当たりの金額を金1円（前記7. に定める行使価額の調整を行った場合は、調整後行使価額とする。）とし、これに新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
前記8. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、前記8. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
前記9. に準じて決定する。
- ⑦ 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
前記10. に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要する。

- ⑨ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記12. に準じて決定する。
- ⑩ 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

以 上

(別紙1-4)

スター・マイカ株式会社2012年4月13日開催の取締役会決議の新株予約権の内容

1. 会社の商号

スター・マイカ株式会社

2. 新株予約権の数

223個

3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 44,600株

なお、新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は、当社普通株式200株とする。

ただし、新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割又は併合の比率

また、新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的となる株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

4. 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり金4万8575円

5. 新株予約権と引き換えにする払込金額の払込みの期日

2012年5月1日

6. 新株予約権の割当日

2012年5月1日

7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額金1円に新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

8. 新株予約権を行使することができる期間

2012年5月2日から2042年4月30日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

9. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役在任中は新株予約権を行使することができず、取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役在任中に死亡した場合または当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に死亡した場合は、その者の相続人は、その者が死亡した日の翌日から3か月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③ 新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役を解任された場合には、新株予約権を行使することができない。
- ④ 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の全部を一括してのみ行使することができる。

10. 新株予約権の取得事由及び取得条件

定めない。

11. 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには取締役会の承認を要するものとする。

12. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、その結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。
13. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。
14. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の交付の定め及びその条件
当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記3. に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
1株当たりの金額を金1円とし、これに新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
前記8. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、前記8. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件
前記9. に準じて決定する。
 - ⑦ 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
前記10. に準じて決定する。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要する。
 - ⑨ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記12. に準じて決定する。
 - ⑩ 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

以 上

(別紙1-5)

スター・マイカ株式会社2013年4月11日開催の取締役会決議の新株予約権の内容

1. 会社の商号

スター・マイカ株式会社

2. 新株予約権の数

13,600個

3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 27,200株

なお、新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は、当社普通株式2株とする。

ただし、新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割又は併合の比率

また、新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的となる株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

4. 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり金1240円

5. 新株予約権と引き換えにする払込金額の払込みの期日

2013年5月1日

6. 新株予約権の割当日

2013年5月1日

7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額金1円に新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

8. 新株予約権を行使することができる期間

2013年5月2日から2043年4月30日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

9. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役在任中は新株予約権を行使することができず、取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役在任中に死亡した場合または当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に死亡した場合は、その者の相続人は、その者が死亡した日の翌日から3か月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③ 新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役を解任された場合には、新株予約権を行使することができない。
- ④ 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の全部を一括してのみ行使することができる。

10. 新株予約権の取得事由及び取得条件

定めない。

11. 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには取締役会の承認を要するものとする。

12. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、その結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。
13. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。
14. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の交付の定め及びその条件
当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記3. に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
1株当たりの金額を金1円とし、これに新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
前記8. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、前記8. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件
前記9. に準じて決定する。
 - ⑦ 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
前記10. に準じて決定する。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要する。
 - ⑨ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記12. に準じて決定する。
 - ⑩ 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

以 上

(別紙1-6)

スター・マイカ株式会社2014年3月31日開催の取締役会決議の新株予約権の内容

1. 会社の商号

スター・マイカ株式会社

2. 新株予約権の数

15,800個

3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 31,600株

なお、新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は、当社普通株式2株とする。

ただし、新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割又は併合の比率

また、新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的となる株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

4. 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり金1017円

5. 新株予約権と引き換えにする払込金額の払込みの期日

2014年4月15日

6. 新株予約権の割当日

2014年4月15日

7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額金1円に新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

8. 新株予約権を行使することができる期間

2014年4月16日から2044年4月14日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

9. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役在任中は新株予約権を行使することができず、取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役在任中に死亡した場合または当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に死亡した場合は、その者の相続人は、その者が死亡した日の翌日から3か月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③ 新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役を解任された場合には、新株予約権を行使することができない。
- ④ 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の全部を一括してのみ行使することができる。

10. 新株予約権の取得事由及び取得条件

定めない。

11. 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには取締役会の承認を要するものとする。

12. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、その結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。
13. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。
14. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の交付の定め及びその条件
当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記3. に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
1株当たりの金額を金1円とし、これに新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
前記8. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、前記8. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件
前記9. に準じて決定する。
 - ⑦ 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
前記10. に準じて決定する。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要する。
 - ⑨ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記12. に準じて決定する。
 - ⑩ 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

以 上

(別紙1-7)

スター・マイカ株式会社2015年1月15日開催の取締役会決議の新株予約権の内容

1. 会社の商号

スター・マイカ株式会社

2. 新株予約権の数

510個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式10万2000株とし、後記4.により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、500円とする。

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式 102,000株

本新株予約権1個あたりの目的である株式の種類及び数は、当社普通株式200株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額を減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金561円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2018年3月1日から2021年1月29日までとする。

7. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

9. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、2015年11月期から2017年11月期の当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書）における営業利益の合計額が後記（i）～（iii）に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までの個数を行使することができる。なお、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。
 - （i）6,500百万円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の50%まで
 - （ii）7,000百万円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の70%まで
 - （iii）7,500百万円を超過した場合、全ての本新株予約権
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

10. 新株予約権の割当日

2015年1月30日

11. 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記9. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。

12. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記4. に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記5. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記6. に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記6. に定める行使期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記7. に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ その他新株予約権の行使の条件
上記9. に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件
上記11. に準じて決定する。
- ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

13. 新株予約権と引き換えにする払込金額の払込みの期日

2015年2月6日

14. 申込期日

2015年1月29日

以 上

(別紙1-8)

スター・マイカ株式会社2018年1月22日開催の取締役会決議の新株予約権の内容

1. 会社の商号

スター・マイカ株式会社

2. 新株予約権の数

9,000個

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、100円とする。

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式 900,000株

本新株予約権1個あたりの目的である株式の種類及び数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2018年1月19日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値である金1,781円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、2023年3月1日から2026年2月8日までとする。

7. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

9. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、2018年11月期から2022年11月期の当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書）における営業利益の合計額が23,000百万円を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

10. 新株予約権の割当日

2018年2月9日

11. 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記9. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、本新株予約権を無償で取得することができる。

12. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記4. に準じて決定する。

- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記5. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記6. に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記6. に定める行使期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記7. に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ その他新株予約権の行使の条件
上記9. に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件
上記11. に準じて決定する。
- ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

13. 新株予約権と引き換えにする金銭の払込みの期日
2018年2月16日

14. 申込期日
2018年2月8日

以 上

(別紙1-9)

スター・マイカ株式会社2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第1回新株予約権の内容

1. 会社の商号

スター・マイカ株式会社

2. 新株予約権の数

4,270個

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

発行価額 1,879円

4. 新株予約権の申込期日

2018年9月18日

5. 新株予約権の払込期日

2018年9月18日

6. 新株予約権の割当日

2018年9月18日

7. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

① 普通株式 427,000株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数(以下、「割当株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

但し、②乃至④により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

② 当社が後記8. ②の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、後記8. ②に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

③ 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る後記8. ②及び⑤による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

④ 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、後記8. ②(5)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

8. 新株予約権の行使時の払込金額

① 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)は、2,342円とする。

- ② 当社は、当社が本新株予約権の発行後、後記第(1)乃至(5)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (1) 後記④(2)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）
調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- (2) 株式の分割により普通株式を発行する場合
調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- (3) 後記④(2)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は後記④(2)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）
調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- (4) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに後記④(2)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- (5) 本号(1)乃至(3)の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号(1)乃至(3)にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) + \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{1}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- ③ 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- ④ (1) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
(2) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(3) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記②(5)の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- ⑤ 上記②の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- (1) 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - (2) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - (3) 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ⑥ 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記②(5)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使時点で有効な割当株式数で除した額とする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

10. 新株予約権の行使期間

2018年9月19日から2021年9月17日までとする。

11. 新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

12. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

- ① 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1,879円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- ② 当社は、当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転を行うこと（以下、これらを総称して「組織再編行為」という。）を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合において後記14. に従い再編当事会社（後記14. に定義する。）の新株予約権が交付されないときは、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日より前で、且つ、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1,879円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

13. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

14. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が組織再編行為を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数の算定方法

本新株予約権の発行要項をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

④ 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の発行要項をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

⑤ 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

上記9.乃至14.に準じて、組織再編行為に際して決定する。

以上

(別紙1-10)

スター・マイカ株式会社2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第2回新株予約権の内容

1. 会社の商号

スター・マイカ株式会社

2. 新株予約権の数

3,572個

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

発行価額 1,137円

4. 新株予約権の申込期日

2018年9月18日

5. 新株予約権の払込期日

2018年9月18日

6. 新株予約権の割当日

2018年9月18日

7. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

① 普通株式 357,200株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数(以下、「割当株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

但し、後記②乃至④により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

② 当社が後記8. ③の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、後記8. ③に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

③ 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る後記8. ③及び⑥による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

④ 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、後記8. ③(5)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

8. 新株予約権の行使時の払込金額

① 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)は、当初2,800円とする。

② (1) 当社は2018年9月19日以降2021年9月17日まで(同日を含む。)の期間において、当社取締役会の決議により行使価額を修正することができる。本号に基づき行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該取締役会決議日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の100%に相当する金額に修正される。

(2) 前号にかかわらず、前号に基づく修正後の行使価額が2,342円(以下、「下限行使価額」という。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

- (3) 上記(1)にかかわらず、当社又はその企業集団（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第4条第1項第1号に定める企業集団をいう。）に属するいずれかの会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に相当な影響を及ぼすおそれがある事実（金融商品取引法第166条第2項及び第167条第2項に定める事実を含むがこれに限られない。）が存在する場合には、当社は、上記(1)に基づく行使価額の修正を行うことができない。
- ③ 当社は、当社が本新株予約権の発行後、後記(1)乃至(5)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (1) 後記⑤(2)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）
調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- (2) 株式の分割により普通株式を発行する場合
調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- (3) 後記⑤(2)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は後記⑤(2)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）
調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- (4) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに後記⑤(2)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- (5) 上記(1)乃至(3)の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(1)乃至(3)にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) + \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- ④ 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- ⑤ (1) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (2) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - (3) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記③(5)の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- ⑥ 上記③の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- (1) 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - (2) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - (3) 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ⑦ 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記③(5)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使時点で有効な割当株式数で除した額とする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

10. 新株予約権の行使期間

2018年9月19日から2021年9月17日までとする。

11. 新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

12. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

- ① 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1,137円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- ② 当社は、当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転を行うこと（以下、これらを総称して「組織再編行為」という。）を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合において後記14. に従い再編当事会社（後記14. に定義する。）の新株予約権が交付されないときは、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日より前で、且つ、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1,137円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

13. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

14. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が組織再編行為を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数の算定方法
本新株予約権の発行要項をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
- ④ 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権の発行要項をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
- ⑤ 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件
上記9.乃至14.に準じて、組織再編行為に際して決定する。

以 上

(別紙1-11)

スター・マイカ株式会社2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第3回新株予約権の内容

1. 会社の商号

スター・マイカ株式会社

2. 新株予約権の数

5,264個

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

発行価額 658円

4. 新株予約権の申込期日

2018年9月18日

5. 新株予約権の払込期日

2018年9月18日

6. 新株予約権の割当日

2018年9月18日

7. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

① 普通株式 526,400株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数(以下、「割当株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

但し、後記②乃至④により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

② 当社が後記8. ③の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、後記8. ③に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

③ 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る後記8. ③及び⑥による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

④ 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、後記8. ③(5)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

8. 新株予約権の行使時の払込金額

① 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)は、当初3,800円とする。

② (1) 当社は2018年9月19日以降2021年9月17日まで(同日を含む。)の期間において、当社取締役会の決議により行使価額を修正することができる。本号に基づき行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該取締役会決議日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の100%に相当する金額に修正される。

(2) 前号にかかわらず、前号に基づく修正後の行使価額が2,800円(以下、「下限行使価額」という。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

- (3) 上記(1)にかかわらず、当社又はその企業集団（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第4条第1項第1号に定める企業集団をいう。）に属するいずれかの会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に相当な影響を及ぼすおそれがある事実（金融商品取引法第166条第2項及び第167条第2項に定める事実を含むがこれに限られない。）が存在する場合には、当社は、上記(1)に基づく行使価額の修正を行うことができない。
- ③ 当社は、当社が本新株予約権の発行後、後記(1)乃至(5)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (1) 後記⑤(2)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）
調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- (2) 株式の分割により普通株式を発行する場合
調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- (3) 後記⑤(2)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は後記⑤(2)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）
調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- (4) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに後記⑤(2)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- (5) 上記(1)乃至(3)の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(1)乃至(3)にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) + \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- ④ 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- ⑤ (1) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 (2) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 (3) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記③(5)の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- ⑥ 上記③の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
 - (1) 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - (2) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - (3) 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ⑦ 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記③(5)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使時点で有効な割当株式数で除した額とする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

10. 新株予約権の行使期間

2018年9月19日から2021年9月17日までとする。

11. 新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

12. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

- ① 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり658円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとする。
- ② 当社は、当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転を行うこと（以下、これらを総称して「組織再編行為」という。）を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合において後記14. に従い再編当事会社（後記14. に定義する。）の新株予約権が交付されないときは、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日より前で、且つ、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり658円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

13. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

14. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が組織再編行為を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数の算定方法

本新株予約権の発行要項をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

④ 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の発行要項をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

⑤ 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

上記9.乃至14.に準じて、組織再編行為に際して決定する。

以 上

(別紙2-1)

スター・マイカ・ホールディングス株式会社第1回新株予約権の内容

1. 会社の商号

スター・マイカ・ホールディングス株式会社

2. 新株予約権の数

3,200個

3. 新株予約権の目的である株式の数

普通株式 640,000株

但し、新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整する。但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うものとする。

4. 新株予約権の発行価額

無償

5. 新株予約権の割当日

2019年6月1日

6. 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）金250円に、新株予約権の目的たる株式数を乗じた金額とする。

新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分をする場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

7. 新株予約権を行使することができる期間

2019年6月1日から2022年12月31日まで

8. 新株予約権の行使の条件（行使価額及び行使期間を除く。）

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「対象者」という）は、権利行使時においても当社または当社子会社及び関連会社の取締役または監査役その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合はこの限りでない。
- ② 対象者が、当社または当社子会社の就業規則に基づく懲戒処分（ただし、戒告は除く）を受けたときは、新株予約権を行使できない。
- ③ 新株予約権の質入その他の処分は認めない。
- ④ 対象者が行使期間開始後に死亡した場合、その相続人は、対象者死亡の日より1年経過する日と権利行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでの間、対象者死亡の日において行使可能な新株予約権を行使することができる。

9. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ① 当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書または株式移転の議案並びに当社が消滅会社となる合併契約書の議案が株主総会で承認されたときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使する前に、当社及び当社子会社の取締役または監査役の地位を喪失したことにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

10. 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには取締役会の承認を要するものとする。

以 上

(別紙2-2)

スター・マイカ・ホールディングス株式会社第2回新株予約権の内容

1. 会社の商号

スター・マイカ・ホールディングス株式会社

2. 新株予約権の数

81個

3. 新株予約権の目的である株式の数

普通株式 16,200株

なお、新株予約権1個当たりの新株予約権の目的である株式の種類及び数は、当社普通株式200株とする。

ただし、新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的となる株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

4. 新株予約権の割当日

2019年6月1日

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額（以下、「行使価額」という。）金1円に新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分をする場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

6. 新株予約権を行使することができる期間

2019年6月1日から2040年3月14日までの期間とする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

7. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役在任中は新株予約権を行使することができず、取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役在任中に死亡した場合または当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に死亡した場合は、その者の相続人は、その者が死亡した日の翌日から3か月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③ 新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役を解任された場合には、新株予約権を行使することができない。
- ④ 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の全部を一括してのみ行使することができる。

8. 新株予約権の取得事由及び取得条件

定めない。

9. 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには取締役会の承認を要するものとする。

10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、その結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

11. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

12. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の交付の定め及びその条件

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記3. に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1株当たりの金額を金1円（前記5. に定める行使価額の調整を行った場合は、調整後行使価額とする。）とし、これに新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

前記6. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、前記6. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

前記7. に準じて決定する。

⑦ 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

前記8. に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要する。

⑨ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記10. に準じて決定する。

⑩ 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

以上

(別紙2-3)

スター・マイカ・ホールディングス株式会社第3回新株予約権の内容

1. 会社の商号

スター・マイカ・ホールディングス株式会社

2. 新株予約権の数

120個

3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 24,000株

なお、新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は、当社普通株式200株とする。

ただし、新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的となる株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

4. 新株予約権の割当日

2019年6月1日

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額（以下、「行使価額」という。）金1円に新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分をする場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

6. 新株予約権を行使することができる期間

2019年6月1日から2041年7月14日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

7. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役在任中は新株予約権を行使することができず、取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役在任中に死亡した場合または当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に死亡した場合は、その者の相続人は、その者が死亡した日の翌日から3か月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③ 新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役を解任された場合には、新株予約権を行使することができない。
- ④ 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の全部を一括してのみ行使することができる。

8. 新株予約権の取得事由及び取得条件

定めない。

9. 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには取締役会の承認を要するものとする。

10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、その結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

11. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

12. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の交付の定め及びその条件

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記3. に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1株当たりの金額を金1円（前記5. に定める行使価額の調整を行った場合は、調整後行使価額とする。）とし、これに新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

前記6. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、前記6. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

前記7. に準じて決定する。

⑦ 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

前記8. に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要する。

⑨ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記10. に準じて決定する。

⑩ 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

以上

(別紙2-4)

スター・マイカ・ホールディングス株式会社第4回新株予約権の内容

1. 会社の商号

スター・マイカ・ホールディングス株式会社

2. 新株予約権の数

223個

3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 44,600株

なお、新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は、当社普通株式200株とする。

ただし、新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割又は併合の比率

また、新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的となる株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

4. 新株予約権の割当日

2019年6月1日

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額金1円に新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

2019年6月1日から2042年4月30日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

7. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役在任中は新株予約権を行使することができず、取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役在任中に死亡した場合または当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に死亡した場合は、その者の相続人は、その者が死亡した日の翌日から3か月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③ 新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役を解任された場合には、新株予約権を行使することができない。
- ④ 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の全部を一括してのみ行使することができる。

8. 新株予約権の取得事由及び取得条件

定めない。

9. 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには取締役会の承認を要するものとする。

10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、その結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

11. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。
12. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の交付の定め及びその条件
当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記3. に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
1株当たりの金額を金1円とし、これに新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
前記6. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、前記6. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件
前記7. に準じて決定する。
 - ⑦ 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
前記8. に準じて決定する。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要する。
 - ⑨ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記10. に準じて決定する。
 - ⑩ 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

以上

(別紙2-5)

スター・マイカ・ホールディングス株式会社第5回新株予約権の内容

1. 会社の商号

スター・マイカ・ホールディングス株式会社

2. 新株予約権の数

13,600個

3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 27,200株

なお、新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は、当社普通株式2株とする。

ただし、新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割又は併合の比率

また、新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的となる株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

4. 新株予約権の割当日

2019年6月1日

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額金1円に新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

2019年6月1日から2043年4月30日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

7. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役在任中は新株予約権を行使することができず、取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役在任中に死亡した場合または当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に死亡した場合は、その者の相続人は、その者が死亡した日の翌日から3か月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③ 新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役を解任された場合には、新株予約権を行使することができない。
- ④ 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の全部を一括してのみ行使することができる。

8. 新株予約権の取得事由及び取得条件

定めない。

9. 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには取締役会の承認を要するものとする。

10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、その結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

11. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

12. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の交付の定め及びその条件

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記3. に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1株当たりの金額を金1円とし、これに新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

前記6. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、前記6. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

前記7. に準じて決定する。

⑦ 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

前記8. に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要する。

⑨ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記10. に準じて決定する。

⑩ 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

以 上

(別紙2-6)

スター・マイカ・ホールディングス株式会社第6回新株予約権の内容

1. 会社の商号

スター・マイカ・ホールディングス株式会社

2. 新株予約権の数

15,800個

3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 31,600株

なお、新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は、当社普通株式2株とする。

ただし、新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割又は併合の比率

また、新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的となる株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

4. 新株予約権の割当日

2019年6月1日

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額金1円に新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

2019年6月1日から2044年4月14日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

7. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役在任中は新株予約権を行使することができず、取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役在任中に死亡した場合または当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に死亡した場合は、その者の相続人は、その者が死亡した日の翌日から3か月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③ 新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役を解任された場合には、新株予約権を行使することができない。
- ④ 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の全部を一括してのみ行使することができる。

8. 新株予約権の取得事由及び取得条件

定めない。

9. 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには取締役会の承認を要するものとする。

10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、その結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

11. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

12. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の交付の定め及びその条件

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記3. に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1株当たりの金額を金1円とし、これに新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

前記6. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、前記6. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

前記7. に準じて決定する。

⑦ 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

前記8. に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要する。

⑨ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記10. に準じて決定する。

⑩ 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

以上

(別紙2-7)

スター・マイカ・ホールディングス株式会社第7回新株予約権の内容

1. 会社の商号

スター・マイカ・ホールディングス株式会社

2. 新株予約権の数

510個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式10万2000株とし、後記3.により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式 102,000株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は、当社普通株式200株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金561円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2019年6月1日から2021年1月29日までとする。

6. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

8. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、2015年11月期から2017年11月期のスター・マイカ株式会社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書）における営業利益の合計額が後記（i）～（iii）に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までの個数を行使することができる。なお、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役にて定めるものとする。
- （i）6,500百万円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の50%まで
（ii）7,000百万円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の70%まで
（iii）7,500百万円を超過した場合、全ての本新株予約権
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

9. 新株予約権の割当日

2019年6月1日

10. 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記8. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。

11. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3. に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記5. に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記5. に定める行使期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記6. に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ その他新株予約権の行使の条件
上記8. に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件
上記10. に準じて決定する。
- ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

以 上

(別紙2-8)

スター・マイカ・ホールディングス株式会社第8回新株予約権の内容

1. 会社の商号

スター・マイカ・ホールディングス株式会社

2. 新株予約権の数

9,000個

3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式 900,000株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2018年1月19日の東京証券取引所におけるスター・マイカ株式の普通取引終値である金1,781円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後
行使価額 = 調整前
行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、2023年3月1日から2026年2月8日までとする。

6. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

8. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、2018年11月期から2022年11月期の当社又はスター・マイカ株式会社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書）における営業利益の合計額が23,000百万円を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

9. 新株予約権の割当日

2019年6月1日

10. 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記8. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、本新株予約権を無償で取得することができる。

11. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3. に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記5. に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記5. に定める行使期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記6. に準じて決定する。

- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ その他新株予約権の行使の条件
上記8. に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件
上記10. に準じて決定する。
- ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

以 上

(別紙2-9)

スター・マイカ・ホールディングス株式会社第9回新株予約権の内容

1. 会社の商号

スター・マイカ・ホールディングス株式会社

2. 新株予約権の数

4,270個

3. 新株予約権の割当日

2019年6月1日

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

① 普通株式 427,000株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数(以下、「割当株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

但し、②乃至④により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

② 当社が後記5. ②の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、後記5. ②に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

③ 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る後記5. ②及び⑤による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

④ 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、後記5. ②(5)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

5. 新株予約権の行使時の払込金額

① 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)は、2,342円とする。

② 当社は、当社が本新株予約権の発行後、後記(1)乃至(5)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(1) 後記④(2)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(2) 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- (3) 後記④(2)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は後記④(2)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- (4) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに後記④(2)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- (5) 本号(1)乃至(3)の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号(1)乃至(3)にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) + \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- ③ 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- ④ (1) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
(2) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。但し、当該取引日の期間に足りない場合には、行使価額調整式で使用する時価は2,800円とする。
(3) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記②(5)の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- ⑤ 上記②の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
(1) 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
(2) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
(3) 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ⑥ 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記②(5)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使時点で有効な割当株式数で除した額とする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 新株予約権の行使期間

2019年6月1日から2021年9月17日までとする。

8. 新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

9. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

- ① 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1,879円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- ② 当社は、当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転を行うこと（以下、これらを総称して「組織再編行為」という。）を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合において後記11. に従い再編当事会社（後記11. に定義する。）の新株予約権が交付されないときは、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日より前で、且つ、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1,879円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

10. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

11. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が組織再編行為を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかると新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数の算定方法
本新株予約権の発行要項をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
- ④ 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権の発行要項をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
- ⑤ 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件
上記6.乃至11. に準じて、組織再編行為に際して決定する。

以 上

(別紙2-10)

スター・マイカ・ホールディングス株式会社第10回新株予約権の内容

1. 会社の商号

スター・マイカ・ホールディングス株式会社

2. 新株予約権の数

3,572個

3. 新株予約権の割当日

2019年6月1日

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

① 普通株式 357,200株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数(以下、「割当株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

但し、後記②乃至④により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

② 当社が後記5. ③の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、後記5. ③に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

③ 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る後記5. ③及び⑥による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

④ 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、後記5. ③(5)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

5. 新株予約権の行使時の払込金額

① 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)は、当初2,800円とする。

② (1) 当社は2019年6月4日以降2021年9月17日まで(同日を含む。)の期間において、当社取締役会の決議により行使価額を修正することができる。本号に基づき行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該取締役会決議日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の100%に相当する金額に修正される。

(2) 前号にかかわらず、前号に基づく修正後の行使価額が2,342円(以下、「下限行使価額」という。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

(3) 上記(1)にかかわらず、当社又はその企業集団(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第4条第1項第1号に定める企業集団をいう。)に属するいずれかの会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に相当な影響を及ぼすおそれがある事実(金融商品取引法第166条第2項及び第167条第2項に定める事実を含むがこれに限られない。)が存在する場合には、当社は、上記(1)に基づく行使価額の修正を行うことができない。

- ③ 当社は、当社が本新株予約権の発行後、後記(1)乃至(5)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (1) 後記⑤(2)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (2) 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- (3) 後記⑤(2)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は後記⑤(2)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- (4) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに後記⑤(2)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- (5) 上記(1)乃至(3)の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(1)乃至(3)にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) + \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- ④ 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- ⑤ (1) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (2) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。但し、当該取引日の期間に足りない場合には、行使価額調整式で使用する時価は2,800円とする。

(3) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記③(5)の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

⑥ 上記③の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

(1) 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

(2) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

(3) 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

⑦ 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記③(5)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使時点で有効な割当株式数で除した額とする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 新株予約権の行使期間

2019年6月1日から2021年9月17日までとする。

8. 新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

9. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

① 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1,137円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

② 当社は、当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転を行うこと（以下、これらを総称して「組織再編行為」という。）を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合において後記11. に従い再編当事会社（後記11. に定義する。）の新株予約権が交付されないときは、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日より前で、且つ、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1,137円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

10. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

11. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が組織再編行為を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数の算定方法

本新株予約権の発行要項をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

④ 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の発行要項をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

⑤ 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

上記6.乃至11.に準じて、組織再編行為に際して決定する。

以上

(別紙2-11)

スター・マイカ・ホールディングス株式会社第11回新株予約権の内容

1. 会社の商号

スター・マイカ・ホールディングス株式会社

2. 新株予約権の数

5,264個

3. 新株予約権の割当日

2019年6月1日

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

① 普通株式 526,400株

本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数(以下、「割当株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

但し、後記②乃至④により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

② 当社が後記5. ③の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、後記5. ③に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

③ 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る後記5. ③及び⑥による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

④ 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、後記5. ③(5)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

5. 新株予約権の行使時の払込金額

① 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)は、当初3,800円とする。

② (1) 当社は2019年6月4日以降2021年9月17日まで(同日を含む。)の期間において、当社取締役会の決議により行使価額を修正することができる。本号に基づき行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該取締役会決議日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の100%に相当する金額に修正される。

(2) 前号にかかわらず、前号に基づく修正後の行使価額が2,800円(以下、「下限行使価額」という。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

(3) 上記(1)にかかわらず、当社又はその企業集団(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第4条第1項第1号に定める企業集団をいう。)に属するいずれかの会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に相当な影響を及ぼすおそれがある事実(金融商品取引法第166条第2項及び第167条第2項に定める事実を含むがこれに限られない。)が存在する場合には、当社は、上記(1)に基づく行使価額の修正を行うことができない。

- ③ 当社は、当社が本新株予約権の発行後、後記(1)乃至(5)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (1) 後記⑤(2)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (2) 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- (3) 後記⑤(2)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は後記⑤(2)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- (4) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに後記⑤(2)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- (5) 上記(1)乃至(3)の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(1)乃至(3)にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) + \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- ④ 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- ⑤ (1) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (2) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。但し、当該取引日の期間に足りない場合には、行使価額調整式で使用する時価は3,800円とする。

(3) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記③(5)の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

⑥ 上記③の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

(1) 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

(2) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

(3) 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

⑦ 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記③(5)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使時点で有効な割当株式数で除した額とする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 新株予約権の行使期間

2019年6月1日から2021年9月17日までとする。

8. 新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

9. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

① 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり658円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

② 当社は、当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転を行うこと（以下、これらを総称して「組織再編行為」という。）を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合において後記11. に従い再編当事会社（後記11. に定義する。）の新株予約権が交付されないときは、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日より前で、且つ、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり658円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

10. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

11. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が組織再編行為を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数の算定方法

本新株予約権の発行要項をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

④ 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の発行要項をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

⑤ 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

上記6.乃至11.に準じて、組織再編行為に際して決定する。

以上

4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

1. 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	スター・マイカ (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率 (注) 1	1	1
本株式交換により交付する新株式数 (注) 2	普通株式 (注) 3 : 15, 254, 656株 (予定)	

(注) 1. 株式の割当比率

本株式交換においては、スター・マイカの普通株式1株に対して、当社普通株式1株を割当て交付いたします。ただし、当社が保有するスター・マイカ普通株式2,974,000株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

2. 本株式交換により交付する株式数等

当社は本株式交換により、当社がスター・マイカの発行済株式（ただし、当社が保有するスター・マイカ株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時におけるスター・マイカの株主（ただし、当社を除きます。）に対して、当社普通株式15,254,656株を割当て交付する予定です。なお、スター・マイカは、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により基準時において保有する自己株式を基準時において消却する予定です。上表の本株式交換により交付する新株式数は、スター・マイカが基準時において消却する自己株式の数が、2018年11月30日現在のスター・マイカ自己株式数（56株）と同数であることを前提として算出しておりますが、スター・マイカによる自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

3. 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（当社普通株式の単元株式数は100株です。）を保有することとなるスター・マイカの株主につきましては、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、その保有する単元未満株式の買取りを請求することができます。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(1) 算定の基礎

上記「1. 本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）については、その公正性・妥当性を確保するため、当社及びスター・マイカから独立した第三者機関に株式交換比率に関する助言を依頼することとし、スター・マイカのフィナンシャルアドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）に、両社の協議において参考とすべき株式交換比率に関する助言を依頼いたしました。

野村證券より、当社が、スター・マイカ普通株式の保有・管理を事業内容とする非上場会社であり、本株式交換後に当社が保有するスター・マイカ株式については売却する予定がなく、また、財政状態に重大な影響を与える資産及び負債を有していないことから、当社の株式の価値は、本株式交換後に当社が保有するスター・マイカ株式価値とほぼ等しく、スター・マイカ株式の価値に連動すると考えられると助言を受けました。

(2) 算定の経緯

スター・マイカは、本株式交換契約の締結にあたり、上記の野村證券の助言を参考とした他、スター・マイカの一般株主保護及び株主平等の観点その他株式交換比率に関する詳細について、重大な影響を及ぼす事象がないことを確認することを目的として、当社に対してデュー・デリジェンスを実施しております。スター・マイカは、かかるプロセスを踏まえ、当社と慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、スター・マイカの株主の利益を損なうものではないと判断し、当社及びスター・マイカは、両社の取締役会において、本株式交換比率に基づく本株式交換契約の締結を決議し、2018年11月1日両社間にて本株式交換契約を締結いたしました。

(3) 算定機関との関係

野村證券は、当社及びスター・マイカの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

スター・マイカの定款には定めがありませんが、当社の定款には、当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない旨の定めがあります。ただし、当社の普通株式はいわゆるテクニカル上場により2019年6月1日より東京証券取引所に上場する予定であり、これに伴い、同日までに定款変更により上記株式譲渡制限に関する規定を廃止する予定です。

6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1. 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

(1) 買取請求権の行使の方法について

スター・マイカの株主が、その有するスター・マイカの普通株式につき、スター・マイカに対して会社法第785条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2019年2月26日開催の定時株主総会において議決権を行使することができる株主については、当該株主総会に先立って本株式交換に反対する旨をスター・マイカに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式交換に反対することを要します。また、株式買取請求権の行使は、本株式交換の効力発生日（2019年6月1日）の20日前から効力発生日の前日までの間に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(2) 議決権の行使の方法について

議決権の行使の方法としては、2019年2月26日開催の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には、2019年2月25日午後5時までに議決権を行使することが必要になります。

郵送による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、スター・マイカに上記の行使期限までに到達するように返送することが必要になります。

(3) 組織再編成によって発行される新株予約権の受取方法について

本株式交換によって発行される株式は、本株式交換が効力を生じる時点の直前の時のスター・マイカの株主（ただし、当社を除きます。）に割り当てられます。なお、当社は株券を発行しませんので、特段の手続は不要です。

2. 組織再編成対象会社の新株予約権に関する取扱い

(1) 買取請求権の行使の方法について

本株式交換によって発行される新株予約権は、会社法第787条第1項に規定により、新株予約権買取請求権が発生しません。

(2) 組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式交換によって発行される新株予約権は、本株式交換が効力を生じる時点の直前の時のスター・マイカの新株予約権者（ただし、当社を除きます。）に割り当てられます。なお、当社は新株予約権証券を発行しませんので、特段の手続は不要です。

7【組織再編成に関する手続】

1. 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式交換に関し、当社においては会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条の各規定に基づき、①株式交換契約、②会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、③会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、④スター・マイカの最終事業年度に係る計算書類等の内容を記載した書面、⑤スター・マイカにおいて最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容、及び⑥当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、2019年2月8日より当社本店に備え置いております。

①の書類は、2018年11月1日の当社及びスター・マイカの取締役会において承認された株式交換契約であります。②の書類は、本株式交換に際して株式交換比率及びその株式交換比率の算定根拠並びに上記株式交換契約において定める当社の増加する資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類であります。③の書類は、本株式交換契約における、スター・マイカの新株予約権者に対して交付する当社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法に関する定めが相当であることを説明した書類であります。④の書類は、スター・マイカの2018年11月期の計算書類等に関する書類であります。⑤の書類は、スター・マイカの2018年11月期の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときに備え置かれるものであり、当該事象を記載した書面であり、⑥の書類は当社の2018年11月期の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときに備え置かれるものであり、当該事象を記載した書面であります。

これらの書類は、当社本店において、営業時間内に閲覧することができます。なお、本株式交換の効力が生ずる日までの間に、上記の①から⑥に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

次に、スター・マイカにおいては、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第184条の各規定に基づき、①株式交換契約、②交換対価の相当性に関する事項、③交換対価について参考となるべき事項、④株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項、⑤当社の最終事業年度に係る計算書類等の内容を記載した書面、⑥当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容、及び⑦スター・マイカにおいて最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、2019年2月8日より、スター・マイカ本店に備え置いております。

①の書類は、2018年11月1日の当社及びスター・マイカの取締役会において承認された株式交換契約であります。②の書類は、本株式交換に際して株式交換比率及びその株式交換比率の算定根拠並びに上記株式交換契約において定める当社の増加する資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類であります。③の書類は、当社の定款の定め、当社株式の換価の方法、当社株式の市場価格に関する事項、当社の過去5年間にその末日が到来した各事業年度（最終事業年度を除く）に係る貸借対照表の内容等を説明するための書類、④の書類は、本株式交換契約における、スター・マイカの新株予約権者に対して交付する当社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法に関する定めが相当であることを説明した書類であります。⑤の書類は、当社の2018年11月期の計算書類等に関する書類であります。⑥の書類は、当社の2018年11月期の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときに備え置かれるものであり、当該事象を記載した書面であり、⑦の書類は、スター・マイカの2018年11月期の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときに備え置かれるものであり、当該事象を記載した書面であります。

これらの書類は、スター・マイカの本店において、営業時間内に閲覧することができます。なお、本株式交換の効力が生ずる日までの間に、上記の①から⑦に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2. 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

株式交換契約承認の取締役会（両社）	2018年11月1日（木曜日）
株式交換契約締結日（両社）	2018年11月1日（木曜日）
株式交換契約承認臨時株主総会決議日（当社）	2019年2月26日（火曜日）
株式交換契約承認定時株主総会決議日（スター・マイカ）	2019年2月26日（火曜日）
株式売買最終日（スター・マイカ）	2019年5月28日（火曜日）（予定）
上場廃止日（スター・マイカ）	2019年5月29日（水曜日）（予定）
株式交換実施予定日（効力発生日）	2019年6月1日（土曜日）（予定）
株式上場予定日（当社）	2019年6月1日（土曜日）（予定）

ただし、今後手続を進める中で、やむを得ない状況等が生じた場合には、両社による協議の上、日程を変更する場合があります。

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

(1) 普通株式について

スター・マイカの株主が、その有するスター・マイカの普通株式につき、スター・マイカに対して会社法第785条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2019年2月26日開催の定時株主総会において議決権を行使することができる株主については、当該株主総会に先立って本株式交換に反対する旨をスター・マイカに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式交換に反対することを要します。また、株式買取請求権の行使は、本株式交換の効力発生日（2019年6月1日）の20日前から効力発生日の前日までの間に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(2) 新株予約権について

本株式交換によって発行される新株予約権は、会社法第787条第1項に規定により、新株予約権買取請求権が発生しません。

第2【統合財務情報】

当社の主要な経営指標等、スター・マイカの主要な連結経営指標等はそれぞれ以下のとおりです。

<当社の主要な経営指標等>

回次		第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月		2015年4月	2016年4月	2017年4月	2018年4月	2018年11月
売上高	(千円)	26,946	43,413	68,862	86,826	95,168
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△7,310	12,941	44,539	115,995	85,063
当期純利益	(千円)	2,194	26,372	44,469	100,751	62,467
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—	—	—	—
資本金	(千円)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数	(株)	20,000	20,000	20,000	20,000	2,974,000
純資産額	(千円)	2,816,795	3,251,882	4,479,030	4,789,771	3,517,725
総資産額	(千円)	4,609,395	5,222,286	7,083,061	7,509,756	5,354,805
1株当たり純資産額	(円)	947.14	1,093.44	1,506.06	1,610.55	1,182.83
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額	(円)	0.74	8.87	14.95	33.88	21.00
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	61.1	62.3	63.2	63.8	65.7
自己資本利益率	(%)	0.1	0.9	1.2	2.2	1.5
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	47,323	21,960	45,981	21,348	81,438
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△173,410	△700	43,601	48,441	△4,531
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	106,627	9,922	9,689	2,912	△289,392
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	10,522	41,705	140,977	213,680	1,195
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(人)	0 〔0〕	0 〔0〕	0 〔0〕	0 〔0〕	0 〔0〕

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 経営指標等(発行済株式総数、株価収益率、配当性向、従業員数を除く。)は、「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」に基づき作成された財務諸表等により記載しており、第20期及び第21期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。なお、第19期以前については当該監査を受けておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。

6. 2018年11月1日開催の取締役会決議により、2018年11月16日付で普通株式1株につき148.7株の株式分割を行っておりますが、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
7. 2018年9月3日の臨時株主総会決議により、決算期を4月30日から11月30日に変更したため、第21期事業年度は、2018年5月1日から2018年11月30日までの期間になっております。

<スター・マイカの主要な連結経営指標等>

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	2014年11月	2015年11月	2016年11月	2017年11月	2018年11月
売上高 (千円)	13,901,173	19,333,365	20,973,884	23,075,197	30,281,591
経常利益 (千円)	1,286,375	1,797,119	2,581,333	2,982,310	3,245,305
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	772,912	1,114,275	1,678,356	2,068,836	2,154,680
包括利益 (千円)	775,899	1,120,876	1,695,804	2,066,105	2,147,622
純資産額 (千円)	11,622,473	12,554,272	13,906,269	15,510,492	17,165,479
総資産額 (千円)	44,229,087	48,802,817	51,651,646	54,683,807	63,536,989
1株当たり純資産額 (円)	638.97	690.43	764.63	853.22	937.51
1株当たり当期純利益金額 (円)	42.94	61.62	92.72	114.23	118.45
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	41.57	59.63	89.42	109.43	113.41
自己資本比率 (%)	26.1	25.6	26.8	28.3	26.9
自己資本利益率 (%)	6.9	9.3	12.7	14.1	13.2
株価収益率 (倍)	13.6	11.5	10.8	14.6	15.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△2,648,613	△2,190,891	782,827	△1,821,831	△4,708,773
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△2,850,052	△852,166	△629,546	△1,567	△59,130
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	5,861,139	2,939,937	1,173,033	828,782	6,577,363
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	2,037,117	1,933,996	3,260,310	2,265,694	4,075,154
従業員数 (人)	70	77	90	133	170
(外、平均臨時雇用者数)	(12)	(11)	(17)	(29)	(28)

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. スター・マイカは、2017年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行いました。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 連結経営指標等（発行済株式総数、株価収益率、配当性向、従業員数を除く。）は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」に基づき作成された財務諸表等により記載しており、第14期から第18期までの連結財務諸表等については、金融商品取引法193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。なお、第18期（2018年11月期）につきましては、2019年2月26日付で監査報告書を受領しております。

上記各主要な経営指標等に基づき、本株式交換後の当社に係るものとして算出した主要な経営指標等の見積りは、以下のとおりであります。もっとも、以下の数値は、監査法人の監査証明を受けていない記載でありますことにご留意ください。また、「売上高」、「経常利益」及び「当期純利益」以外の指標等については、見積もりを記載することが困難であり、また、記載を行うと却って投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがありますことから、記載は行っておりません。

売上高	(百万円)	33,400
経常利益	(百万円)	2,309
当期純利益又は当期純損失 (△)	(百万円)	1,584

(注) 本株式交換の効力発生日は2019年6月1日の予定であることから、当社は2019年6月1日以降、スター・マイカを連結対象といたします。そのため、上記主要な経営指標等を見積もる際には、スター・マイカの2019年6月1日以降の財務情報を当社に係るものとして算出しております。

第3【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

前記「第一部 組織再編成に関する情報 第2 統合財務情報」記載のとおりであります。

2【沿革】

年月	概要
1998年7月	有価証券の保有及び運用を目的として東京都足立区に当社設立
2018年11月	スター・マイカと本株式交換契約を締結。
2019年2月	当社の株主総会において本株式交換契約について承認決議

3【事業の内容】

当社は、スター・マイカ株式を含む有価証券の保有及び運用を行っておりますが、本株式交換の効力発生後は、不動産の賃貸、売買、仲介、保守、管理及び運用等を営む事業会社の株式を所有することによる各事業会社への経営指導等を行う予定です。

当社グループは、当社及び連結子会社6社から構成され、(1)リノベーション事業、(2)インベストメント事業、(3)アドバイザー事業の3つの事業を行う予定です。その主な事業内容は次のとおりであります。

(1) リノベーション事業

首都圏を中心に、賃貸中のファミリータイプマンション（区分所有）を、1室単位から購入し、当社で継続してポートフォリオとして賃貸運用しております。入居者の退去後は、リノベーションを行い資産価値を高めた後で、仲介会社（外部もしくは子会社）を通じてエンドユーザーへ居住用物件として販売しております。

(2) インベストメント事業

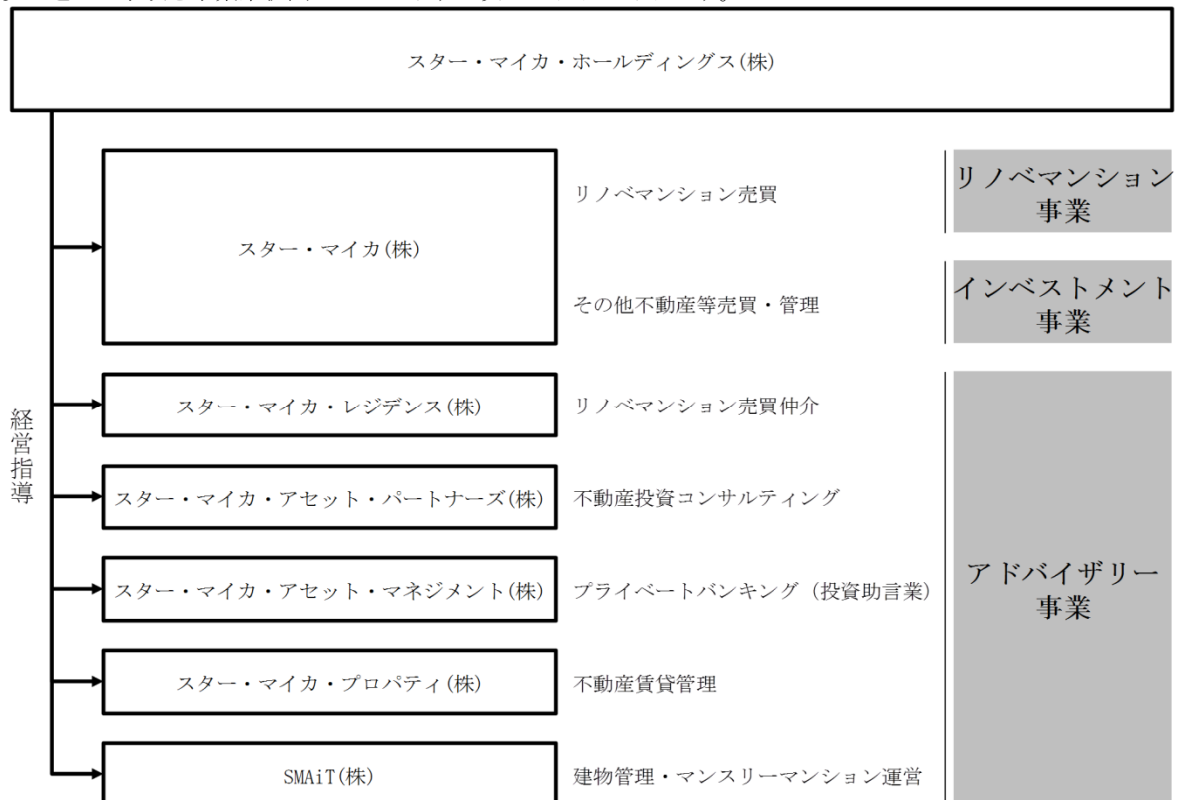
首都圏を中心に、幅広く分譲中古マンション以外の収益不動産等を中心に様々な投資を実施し賃貸及び販売を行う事業、及び当社グループが保有する営業投資有価証券を中心とした投資育成事業を展開しております。

(3) アドバイザー事業

不動産の売買仲介、賃貸仲介、賃貸管理、建物管理、マンションの運営等、前記の2事業から派生する「フィー（手数料）ビジネス」を行っております。これらは、会社の資本効率を高め、外注費用を内製化するだけでなく、様々な案件への関与を通じて、ビジネスチャンスを拡大し、ノウハウを蓄積する点で、他の事業との相乗効果が期待されます。

なお、スター・マイカは、スター・マイカ・アセットマネジメント株式会社、スター・マイカ・レジデンス株式会社、スター・マイカ・プロパティ株式会社、スター・マイカ・アセット・パートナーズ株式会社及びSMA iT株式会社を連結子会社としております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

本書提出日現在における当社の関係会社はありません。

なお、2019年6月1日時点における関係会社の状況（予定）について、前記「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 1 組織再編成の目的等」記載の「2. 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係 (1) ② 上場申請会社の企業集団の概要」をご参照ください。

5 【従業員の状況】

(1) 当社の状況

(2019年1月31日現在)

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
3	37.5	0.2	9,162

(2) スター・マイカの状況

(2019年1月31日現在)

セグメント	従業員数 (人)
リノベマンション事業	75 (4)
インベストメント事業	1 (1)
アドバイザー事業	33 (7)
全社 (共通)	63 (16)
合計	172 (28)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含みます。）であり、従業員数には使用人兼務役員を含めておりません。臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
4. 従業員数が前連結会計年度末に比べ39名増加したのは、業容拡大に伴い採用が増加したためであります。

(3) 労働組合の状況

① 当社の状況

該当事項はありません。

② 連結会社の状況

スター・マイカ及びその連結子会社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

当社の最近事業年度の業績については、決算期を4月末日から11月末日に変更したことに伴い、2018年5月1日から2018年11月30日までの変則決算となりましたが、スター・マイカからの受取配当金が8,342千円増加したこと等により、売上高は95,168千円（前期比9.6%増）、営業利益84,615千円（前期比24.8%増）、経常利益85,063千円（前期比26.7%減）、当期純利益62,467千円（前期比38.0%減）となりました。

なお、スター・マイカの業績等の状況については、スター・マイカの有価証券報告書（2019年2月27日提出）並びに四半期報告書をご参照ください。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社は、販売業務等を行っておりません。

なお、スター・マイカが生産、受注及び販売の状況については、スター・マイカの有価証券報告書（2019年2月27日提出）並びに四半期報告書をご参照ください。

3【対処すべき課題】

当社は、本株式交換によりスター・マイカの完全親会社となるため、本株式交換の効力発生日後は、本書提出日現在におけるスター・マイカの経営方針、経営環境及び対処すべき課題が当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題になりうるものが想定されます。

スター・マイカの経営方針、経営環境及び対処すべき課題を踏まえた当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題は以下のとおりです。なお、以下の記載の当社の将来に係る事項は、本書提出日現在において認識している事項であります。

当社グループは「“作る”から“活かす”社会を実現します」を企業理念に掲げ、地球の限られた環境資源を有効活用するべく、今ある住まいをもっと活かし、より便利でより快適な暮らしを提供すべく挑戦しています。住宅の再生・流通を通じて、多くの人々が「より良い価格でより良い暮らし」を手に入れ、持続的で活力のある社会が実現することを目指しております。

そこで、当社グループでは、2017年7月の東証一部への昇格を経営における1つの節目と捉え、この先リノベーション業界のリーディングカンパニーとして未来に亘り業界をリードし、お客様に価値を生み続ける存在であり続けたいとの思いから、2018年11月期を新たな起点として、5カ年での経営計画「Challenge 2022」を策定し、スタートしております。5カ年計画においては、中期経営計画（2017年11月期から2019年11月期）の基本方針を引き継いでおりますが、各事業においてより積極的な人材・リソースへの投資を行うことで事業成長を加速させ、5年後には業界内でイノベーションを生み出す集団としての存在感を発揮し、日本の住宅市場を支える組織でありたいという当社の強い意思を反映しております。

5カ年計画の目標、基本方針、重点施策及び計数計画については以下のとおりであります。

イ. 目標

- ・リノベーションで日本の住宅を変える×イノベーションで不動産業界を変える

ロ. 基本方針

- ・リノベーション：物件保有・供給ともに業界内で圧倒的な存在感の発揮、リノベーション総合企業への進化
- ・イノベーション：不動産×ITへの挑戦・積極投資により、新たな収益機会・社会的価値の創出

ハ. 重点施策

リノベーション事業

- ・積極仕入を継続推進、販売用不動産を1,000億円まで積上げ
- ・商品力・供給量の一層強化。販売戸数でも業界内で圧倒的地位確立

インベストメント事業

- ・市場動向を捉えた柔軟な投資戦略の実行
- ・投資対象の拡大及び投資手法の多様化

アドバイザー事業

- ・仲介業務、賃貸管理業務の規模拡大、収益性向上
- ・不動産×ITへの積極投資、民泊含む新規事業領域参入

株主還元等

- ・長期保有株主に報いる配当性向30%を目標とした継続的な配当
- ・事業成長にあわせた時価総額の拡大

組織体制

- ・業界、職種の垣根を越えた積極的な人材採用

・先進的なITの活用による労働生産性向上

二. 計数計画

最終年度における2022年11月期は、売上高500億円、営業利益70億円、販売用不動産（リノベマンション事業）残高1,000億円を計画しております。

このような経営環境の中、当社グループの対処すべき課題として、以下のものを識別しております。

① 不動産市場の変化への対応

当社グループは、不動産を多数保有するため、不動産の市場動向を継続して注視し、顧客の需給の変化や当社グループでの保有期間等に応じて、資金回収を優先するなどの的確な対応を行う方針です。そのためには、当社グループの事業規模に応じて適時に適切な判断を行えるよう、社内体制の一層の強化が必要と考えております。

② 金融環境の変化への対応

当社グループでは、不動産を取得・保有する資金調達力が不可欠であります。市場環境変化に大きく左右されず安定した資金調達を行うために、金融機関とは単なる融資取引にとどまらず、不動産情報の収集、顧客の紹介や住宅ローン等多面的な関係を構築することにより、「金融機関のビジネスパートナー化」を推進する方針であります。

③ コンプライアンスの強化

当社グループは、常に法令等を遵守し、高い倫理観と社会的良識をもって行動することが、継続的に企業価値を高めるために最も重要であると考えております。関連する法令・制度が変革される中、常に企業としての社会的責任を果たすために、経営管理体制の強化に努めます。

4【事業等のリスク】

当社は、本株式交換によりスター・マイカの完全親会社となるため、本株式交換の効力発生日後は、本書提出日現在におけるスター・マイカの事業等のリスクが当社の事業等のリスクになりうるものが想定されます。スター・マイカの事業等のリスクを踏まえた当社グループの事業等のリスクは以下のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載がない限り、本書提出日現在において、当社グループが判断しているものであります。

当社グループの事業展開上のリスクについて、投資家の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる主な事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資判断上あるいは当社グループの事業活動を理解するうえで重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。また、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項目以外の記載内容も併せて、慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。また、以下の記載は当社株式への投資に関連するリスクをすべて網羅するものではありませんので、ご留意ください。

(1) 不動産市場環境の動向について

不動産市場は、景気動向、金利動向、地価動向及び住宅税制等の影響を受けて変動する可能性があります。近年は、経済の緩やかな回復基調、継続する低金利環境及び住宅ローン減税等の施策による需要の下支え効果により不動産需要は、底堅く推移しております。当社グループの中核であるリノベマンション事業での投資対象であるファミリータイプの中古マンションは、新築分譲マンション価格の高止まりに対する割安感や購入者層の中古マンションに対する認識の変化などにより需要が増大しており、安定的に収益を確保しやすい環境が継続していると考えております。しかしながら、海外経済の不確実性や国内経済の変化等により、不動産市場が悪化した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 不動産に係る税制改正等の政策について

今後予定されている消費税の税率引上げは、住宅購入の駆け込み需要を喚起し、一時的に住宅需要を増加させる可能性がある一方、その後は、反動減を招く懸念があります。また、景気動向の変化による政府の経済政策の一環として、住宅ローン減税や住宅取得における贈与税の非課税枠等、不動産関連の税制の変更等が行われることがあります。この政策の内容によっては、資産の取得及び売却時におけるコストの増加や、不動産を購入する購買層の住宅購入意欲への影響によって、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 競合について

当社グループの中核であるリノベマンション事業では、賃貸中のファミリータイプ中古マンションというニッチな市場を開拓しており、当社では、投資の規模の拡大に加え、投資対象・投資手法の差別化を志向しております。また、インベストメント事業及びアドバイザー事業においては、不動産投資及び金融に関する高い専門能力と知識や経験が不可欠であり、経済的に採算性を確保できる規模を構築するための時間、人材及び投資家に対する投資収益のパフォーマンス実績を必要とします。不動産市場に大量の人材・資金が流入し、新規参入や既存会社による事業拡大が生じた場合には、当社グループの取引機会が減少し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 有利子負債への依存について

当社グループは、物件の取得に際して自己資金だけでなく金融機関からの借入金を活用しており、物件取得の状況によってその残高も変動します。当社は、資本効率を高めた経営を志向しており、適正な規模での借入金の調達に努めておりますが、金融環境が変化した場合には、支払利息の負担の増加や借入金の調達が困難になるなど、当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。また、当社は、資金調達のため、金融機関との間で複数の金銭消費貸借契約を締結しておりますが、これらの契約には一定の財務維持要件が付されているものもあり、要件に抵触した場合には、抵当権の設定、期限の利益の喪失等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) インベストメント事業について

インベストメント事業では、リノベマンション事業とは異なる投資対象を自己資金と借入金を活用して不動産等を取得し、一定期間保有することから、より不動産市況の変化に伴う価格変動リスクを負います。このため、その取得・売却の時期や金額に応じて、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) キャッシュ・フロー計算書の記載について

当社グループは、リノベマンション事業において保有するリノベマンション物件数の拡大を通じて、賃貸収入、

退去後の売却収入の拡大を志向しております。しかしながら、事業成長のために中古マンションをより積極的に取得する局面では、保有物件の増加が販売用不動産の増加として表れるため、営業キャッシュ・フローのマイナスとして記載されます。一方で、インベストメント事業の投資物件は、購入時には有形固定資産の購入としているため、投資キャッシュ・フローのマイナスとして記載されます。また、売却時において固定資産から販売用不動産へ振り替えて売上計上するため、営業キャッシュ・フローのプラス（販売用不動産の減少）として記載されます。なお、上記会計処理については、重要な非資金取引の固定資産の販売用不動産への振替額として、連結財務諸表に注記しております。

(7) 不動産の欠陥・瑕疵について

当社グループは、不動産の権利、構造、環境等に関する欠陥・瑕疵等により予期せぬ損害を被る可能性がないよう、投資対象不動産の選定・取得の判断を行うに当たって可能な限り第三者の専門家による調査を行い、慎重な対応に注力しております。このような不動産の権利、構造、環境等に関する欠陥・瑕疵については、売主が原則として瑕疵担保責任を負いますが、必ずしも瑕疵担保責任を追及できるとは限りません。その結果、取得した不動産に欠陥や瑕疵等があった場合には、瑕疵の修復などの追加費用等が生じる場合があります。一方で、販売した不動産の欠陥・瑕疵について当社グループの責任が問われた場合には、買主より契約解除や損害賠償請求を受け、また、瑕疵の修復などの追加費用が生じることにより、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) リノベーション工事について

当社グループでは、取得した中古マンションのリノベーション工事について、一定の技術水準を満たす工事業者を選定して発注しており、またリノベーション工事を実施するに際しては、工事業者と当社との間で打ち合わせや報告により、コスト、品質、工期等を管理しております。しかしながら、今後取扱い物件が増加し、また営業地域が拡大していく中で、当社の要求水準を満たす工事業者を確保できなかった場合や、適切なコントロールが出来ずリノベーション工事についてトラブル等が生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 不測の事故・自然災害による損害について

当社グループが保有する不動産は、首都圏を中心として、関西圏、その他の地域（愛知県、福岡県等）に所在しております。保有不動産の存在する地域で火災、暴動、テロ、地震、噴火、津波等の不測の事故・自然災害が発生した場合には、保有不動産が滅失、劣化又は毀損し、突発的に修繕のための支出が必要となり、将来の売却価値が著しく減少する可能性があります。また、不測の事故・自然災害により、不動産投資市場における投資マインドが冷え込み、当社の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。これらの不測の事故・自然災害による損害リスクに対応するため、当社グループが保有する不動産に関して、原則として火災保険・施設賠償責任保険を付保しております。しかしながら、保有不動産の個別事情により、保険契約が締結されない、保険契約で支払われる上限額を上回る損害が発生する、保険契約でカバーされない災害が発生する、又は保険契約に基づく支払いが保険会社により行われず、もしくは遅れる等の可能性も否定できません。また、保険金が支払われた場合でも、行政上の規制その他の理由により事故・自然災害発生前の状態に回復させることができない可能性があります。

(10) 不動産に関する権利関係の複雑性及び不動産登記に公信力がないことについて

不動産をめぐることは、様々な権利義務が発生する可能性があります。日本の不動産登記には公信力（公示を信頼して取引した者には、公示どおりの権利状態があったのと同様の保護を与える力）がないことから、登記情報を信頼して取引した場合でも保護されない場合があります。また登記情報から事前に不動産に係る権利義務を知りえない場合があります。したがって、当社グループが取得した権利が第三者の権利や行政法規等により制限を受け、あるいは第三者の権利を侵害していることが後になって判明する可能性があります。このような事態に対して当社グループとしては、第三者から不動産に関する情報を可能な限り入手する等の対応を行っておりますが、現実このような事態が発生した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 法的規制について

当社グループは、現時点における法令を遵守して業務を行っておりますが、今後、関連する法令が新たに制定され、又は既存の法令が改廃された場合には、当社グループの事業の一部が制約を受け、あるいは対応のために追加的な費用がかかるなど、当社グループの事業活動に影響を及ぼす可能性があります。また、法令違反の事象が発生し、監督官庁より業務の停止や免許の取消等の処分を受けた場合、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があります。なお、当社グループの事業に関連する主な法律は以下のとおりであります。

・宅地建物取引業法

当社グループは不動産業に属し、「宅地建物取引業法」、「不動産特定共同事業法」、「不当景品類及び不当表示防止法」、「不動産の表示に関する公正競争規約」、「建築基準法」等の法令により規制を受けております。これらの法律等の改廃又は新たな法的規制が今後生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループの主要な事業活動の継続には下表に掲げる許認可等が前提となりますが、当該許認可等には原則として有効期間があり、その円滑な更新のため、当社グループでは法令遵守を徹底し、不祥事の未然防止に努めております。現時点においては、当該許認可等の取消し又は更新拒否の事由に該当する事実はありませんが、将来、何らかの理由により、当該許認可等が取消され又はそれらの更新が認められない場合には、当社グループの主要な事業活動に支障をきたすとともに、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(許認可等の状況)

会社名	許認可等の名称	許認可等の内容	有効期間
スター・マイカ(株)	宅地建物取引業者免許	国土交通大臣(2)第8237号	2016年12月1日から 2021年11月30日まで
スター・マイカ・レジデンス(株)	宅地建物取引業者免許	東京都知事(3)第89457号	2018年7月12日から 2023年7月11日まで
スター・マイカ・プロパティ(株)	宅地建物取引業者免許	国土交通大臣(1)第9079号	2016年11月2日から 2021年11月1日まで
スター・マイカ・アセット・パートナーズ(株)	宅地建物取引業者免許	東京都知事(1)第99331号	2016年6月18日から 2021年6月17日まで
SMA iT(株)	宅地建物取引業者免許	東京都知事(1)第102192号	2018年6月23日から 2023年6月22日まで

・金融商品取引法

スター・マイカは、金融商品取引法に基づく「第2種金融商品取引業」、「投資助言・代理業」の登録を行っております。金融商品取引業者は、金融商品取引法をはじめとして、それに関連する各種法令により規制を受けております。

スター・マイカ(株) 関東財務局長(金商)第2191号「第2種金融商品取引業」

スター・マイカ・アセットマネジメント(株) 関東財務局長(金商)第808号「投資助言・代理業」

(12) 個人情報等の取扱いについて

当社グループでは事業活動を通じて、個人情報を始めとする様々な情報を取得しております。これらの情報管理においては、細心の注意を払っておりますが、不測の事態によりこれらの情報が外部に漏洩した場合、あるいは不正使用された場合には、当社グループの信用低下や損害賠償等の発生により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 小規模組織であることについて

当社グループは組織規模が小さく、社内管理体制もこの規模に応じたものとなっております。今後、事業拡大に伴い人員増強を図り、内部管理体制も併せて強化・充実させていく方針であります。事業の拡大及び人員の増加に適時適切に組織的対応ができなかった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 人材の獲得について

当社グループは、リノベマンション事業、インベストメント事業及びアドバイザー事業を展開しており、これらの事業に関する高度な知識と組織力に基づく競争力のあるサービスを提供していくためには、優秀な人員の確保及びその育成が不可欠となります。当社グループではこの認識のもとに、人材の採用・育成を継続して行っていく方針ですが、当社グループの求める人材が十分に確保できない場合や当社グループの役職員が社外に流失した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響が生じる可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社はスター・マイカとの間で、2018年11月1日、両社株主総会の承認を前提として、2019年6月1日(予定)を効力発生日とし、当社を完全親会社、スター・マイカを完全子会社とする本株式交換を行うこととする本株式交換契約を締結しております。詳細については、前記「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要」をご

参照ください。

なお、スター・マイカの経営上の重要な契約等については、スター・マイカの有価証券報告書（2019年2月27日提出）並びに四半期報告書をご参照ください。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社の財政状態及び経営成績の分析は以下のとおりです。以下の記載のうち、将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものととなります。

(1) 最近事業年度の経営成績の分析

当社の最近事業年度の業績については、決算期を4月末日から11月末日に変更したことに伴い、2018年5月1日から2018年11月30日までの変則決算となりましたが、スター・マイカからの受取配当金が8,342千円増加したこと等により、売上高は95,168千円（前期比9.6%増）、営業利益84,615千円（前期比24.8%増）、経常利益85,063千円（前期比26.7%減）、当期純利益62,467千円（前期比38.0%減）となりました。

(2) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社は、収入の多くをスター・マイカからの受取配当金等に依存しております。このため、スター・マイカの経営環境及びこれに伴う同社の業績や財政状態に強く影響を受けます。

なお、スター・マイカの事業等のリスクについては、「4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(3) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の資金状況ですが、決算期を4月末日から11月末日に変更したことに伴い、2018年5月1日から2018年11月30日までの変則決算となりましたが、受取配当金収入等により営業活動によるキャッシュ・フローは81,438千円の収入（前期比60,089千円の収入増）となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、固定資産の購入等により、4,531千円の支出（前期は48,441千円の収入）となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金残高が減少したことにより、289,392千円の支出（前期は2,912千円の収入）となりました。資本の財源及び資金の流動性につきましては、本株式交換によるスター・マイカの完全子会社化を見据えて、適切な水準の流動性維持及び効率的な資金の確保を最優先としており、運転資金については短期借入金で調達しております。

なお、スター・マイカの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、スター・マイカの有価証券報告書（2019年2月27日提出）並びに四半期報告書をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(1) 当社

該当事項はありません。

(2) スター・マイカ

スター・マイカの有価証券報告書（2019年2月27日提出）並びに四半期報告書をご参照ください。

2【主要な設備の状況】

(1) 当社

該当事項はありません。

(2) スター・マイカ

スター・マイカの有価証券報告書（2019年2月27日提出）並びに四半期報告書をご参照ください。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社

該当事項はありません。

(2) スター・マイカ

スター・マイカの有価証券報告書（2019年2月27日提出）並びに四半期報告書をご参照ください。

第4【上場申請会社の状況】

1【株式等の状況】

2019年6月1日時点の株式等の状況は以下のとおりとなる予定です。

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	42,400,000
計	42,400,000

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	18,228,656	東京証券取引所市場第一部	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 (注)
計	18,228,656	—	—

(注) 当社の定款には、その発行する株式について100株をもって1単元とする旨の規定があります。当社定款の定めにより、単元未満株式を有することになる株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(2) 【新株予約権等の状況】

スター・マイカが発行した新株予約権は、本株式交換の効力発生日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対して、これに代わる当社の新株予約権を交付します。当社が交付する新株予約権の内容は以下のとおりです。

① 第1回新株予約権

新株予約権の数	3,200個 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書(別紙2-1)の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書(別紙2-1)の6.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2022年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 250円 資本組入額 125円
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書(別紙2-1)の8.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 2019年2月27日現在における「スター・マイカ2002年12月11日開催の臨時株主総会決議の新株予約権」の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時における「スター・マイカ2002年12月11日開催の臨時株主総会決議の新株予約権」保有者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の第1回新株予約権1個を交付いたしますので、2019年2月27日時点における「スター・マイカ2002年12月11日開催の臨時株主総会決議の新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2002年12月11日開催の臨時株主総会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第1回新株予約権の個数が変動することがあります。

② 第2回新株予約権

新株予約権の数	81個（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-2）の3. をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-2）の5. をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2040年3月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 384円 資本組入額 192円
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-2）の7. をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-2）の12. をご参照ください。

（注）2019年2月27日現在における「スター・マイカ2010年2月26日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時における「スター・マイカ2010年2月26日開催の取締役会決議の新株予約権」保有者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の第2回新株予約権1個を交付いたしますので、2019年2月27日時点における「スター・マイカ2010年2月26日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2010年2月26日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第2回新株予約権の個数が変動することがあります。

③ 第3回新株予約権

新株予約権の数	120個（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-3）の3. をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-3）の5. をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2041年7月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 384円 資本組入額 192円
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-3）の7. をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-3）の12. をご参照ください。

（注）2019年2月27日現在における「スター・マイカ2011年6月30日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時における「スター・マイカ2011年6月30日開催の取締役会決議の新株予約権」保有者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の第3回新株予約権1個を交付いたしますので、2019年2月27日時点における「スター・マイカ2011年6月30日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2011年6月30日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第3回新株予約権の個数が変動することがあります。

④ 第4回新株予約権

新株予約権の数	223個（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-4）の3. をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-4）の5. をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2042年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 243円 資本組入額 122円
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-4）の7. をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-4）の12. をご参照ください。

（注）2019年2月27日現在におけるスター・マイカ2012年4月13日開催の取締役会決議の新株予約権の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時における「スター・マイカ2012年4月13日開催の取締役会決議の新株予約権」保有者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の第4回新株予約権1個を交付いたしますので、2019年2月27日時点における「スター・マイカ2012年4月13日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2012年4月13日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第4回新株予約権の個数が変動することがあります。

⑤ 第5回新株予約権

新株予約権の数	13,600個（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-5）の3. をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-5）の5. をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2043年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 620円 資本組入額 310円
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-5）の7. をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-5）の12. をご参照ください。

（注）2019年2月27日現在における「スター・マイカ2013年4月11日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時における「スター・マイカ2013年4月11日開催の取締役会決議の新株予約権」保有者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の第5回新株予約権1個を交付いたしますので、2019年2月27日時点における「スター・マイカ2013年4月11日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2013年4月11日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第5回新株予約権の個数が変動することがあります。

⑥ 第6回新株予約権

新株予約権の数	15,800個（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-6）の3. をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-6）の5. をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2044年4月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 509円 資本組入額 255円
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-6）の7. をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-6）の12. をご参照ください。

（注）2019年2月27日現在における「スター・マイカ2014年3月31日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時における「スター・マイカ2014年3月31日開催の取締役会決議の新株予約権」保有者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の第6回新株予約権1個を交付いたしますので、2019年2月27日時点における「スター・マイカ2014年3月31日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2014年3月31日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第6回新株予約権の個数が変動することがあります。

⑦ 第7回新株予約権

新株予約権の数	510個（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-7）の3. をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-7）の4. をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2021年1月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式交換契約書（別紙2-7）の6. をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-7）の8. をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-7）の11. をご参照ください。

（注）2019年2月27日現在における「スター・マイカ2015年1月15日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時における「スター・マイカ2015年1月15日開催の取締役会決議の新株予約権」保有者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の第7回新株予約権1個を交付いたしますので、2019年2月27日時点における「スター・マイカ2015年1月15日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2015年1月15日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第7回新株予約権の個数が変動することがあります。

⑧ 第8回新株予約権

新株予約権の数	9,000個（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-8）の3. をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-8）の4. をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2023年3月1日 至 2026年2月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式交換契約書（別紙2-8）の6. をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-8）の8. をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-8）の11. をご参照ください。

（注）2019年2月27日現在における「スター・マイカ2018年1月22日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時における「スター・マイカ2018年1月22日開催の取締役会決議の新株予約権」保有者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の第8回新株予約権1個を交付いたしますので、2019年2月27日時点における「スター・マイカ2018年1月22日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2018年1月22日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第8回新株予約権の個数が変動することがあります。

⑨ 第9回新株予約権

	最終事業年度末現在 (2018年11月30日)
新株予約権の数	4,270個（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-9）の4. をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-9）の5. をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2021年9月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式交換契約書（別紙2-9）の6. をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-9）の8. をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-9）の11. をご参照ください。

（注）2019年2月27日現在における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第1回新株予約権」の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第1回新株予約権」保有者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の第9回新株予約権1個を交付いたしますので、2019年2月27日時点における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第1回新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第1回新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第9回新株予約権の個数が変動することがあります。

⑩ 第10回新株予約権

	最終事業年度末現在 (2018年11月30日)
行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の 特質	<ol style="list-style-type: none"> 1 新株予約権の目的となる株式の総数は357,200株、割当株式数(株式交換契約書(別紙2-10)の4.に定義する。)は100株で確定しており、株価の変動により行使価額(株式交換契約書(別紙2-10)の5.に定義する。)が修正されても変化しない(但し、株式交換契約書(別紙2-10)の4.記載のとおり調整されることがある。)。他方、株価の変動により新株予約権の行使価額が本欄第2項のとおり修正される場合、新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 行使価額の修正基準:株式交換契約書(別紙2-10)の5.をご参照ください。 3 行使価額の修正頻度:行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。 4 行使価額の下限:2,342円(但し、株式交換契約書(別紙2-10)の5.記載のとおり調整されることがある。) 5 割当株式数の上限:新株予約権の目的となる株式の総数は357,200株 6 新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の下限行使価額にて新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額である。):836,562,400円(但し、新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。) 7 新株予約権には、当社の決定により新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、株式交換契約書(別紙2-10)の9.を参照。)
新株予約権の数	3,572個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書(別紙2-10)の4.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書(別紙2-10)の5.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2021年9月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式交換契約書(別紙2-10)の6.をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書(別紙2-10)の8.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書(別紙2-10)の11.をご参照ください。

(注) 2019年2月27日現在における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第2回新株予約権」の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第2回新株予約権」保有者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の第10回新株予約権1個を交付いたしますので、2019年2月27日時点における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第2回新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第2回新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第10回新株予約権の個数が変動することがあります。

⑪ 第11回新株予約権

	最終事業年度末現在 (2018年11月30日)
行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の 特質	<p>1 新株予約権の目的となる株式の総数は526,400株、割当株式数(株式交換契約書(別紙2-11)の4.に定義する。)は100株で確定しており、株価の変動により行使価額(株式交換契約書(別紙2-11)の5.に定義する。)が修正されても変化しない(但し、株式交換契約書(別紙2-11)の4.記載のとおり調整されることがある。)。他方、株価の変動により新株予約権の行使価額が本欄第2項のとおり修正される場合、新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2 行使価額の修正基準:株式交換契約書(別紙2-11)の5.をご参照ください。</p> <p>3 行使価額の修正頻度:行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。</p> <p>4 行使価額の下限:2,800円(但し、株式交換契約書(別紙2-11)の5.記載のとおり調整されることがある。)</p> <p>5 割当株式数の上限:新株予約権の目的となる株式の総数は526,400株</p> <p>6 新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の下限行使価額にて新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額である。):1,473,920,000円(但し、新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。)</p> <p>7 新株予約権には、当社の決定により新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、株式交換契約書(別紙2-11)の9.を参照。)</p>
新株予約権の数	5,264個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書(別紙2-11)の4.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書(別紙2-11)の5.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2021年9月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式交換契約書(別紙2-11)の6.をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書(別紙2-11)の8.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書(別紙2-11)の11.をご参照ください。

(注) 2019年2月27日現在における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第3回新株予約権」の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第3回新株予約権」保有者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の第11回新株予約権1個を交付いたしますので、2019年2月27日時点における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第3回新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第3回新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第11回新株予約権の個数が変動することがあります。

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年11月16日 (注1)	2,954,000	2,974,000	—	10,000	—	—
2019年6月1日 (注2)	15,254,656	18,228,656	90,000	100,000	未定	未定

- (注) 1. 当社は、2018年11月1日付の取締役会決議により、2018年11月16日を効力発生日として、当社の普通株式1株につき148.7株の割合で株式分割する旨の決議を行っております。
2. 本株式交換に伴う新株発行によるものです。

(5) 【所有者別状況】

2019年6月1日現在 (予定)

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	20	21	68	96	15	11,950	12,170	—
所有株式数 (単元)	—	48,373	1,117	314	33,566	75	98,810	182,255	3,212
所有株式数 の割合 (%)	—	26.54	0.61	0.17	18.42	0.04	54.22	100.0	—

(6) 【大株主の状況】

2019年6月1日現在 (予定)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
水永 政志	東京都港区	4,815,100	26.4
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,224,300	12.2
田口 弘	東京都渋谷区	1,800,000	9.9
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	984,600	5.4
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社 (信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	444,600	2.4
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴 海トリトンスクエアタワーZ	399,000	2.2
BBH/SUMITOMO MITSUI TRUST (UK) LIMITED FOR SMT TRUST EES (IRELAND) LIMITED FOR JAPAN SMALLCAP FUND CLT AC	BLOCK 5, HARCOURT C ENTRE HARCOURT ROA D, DUBLIN 2	370,900	2.0
MSIP CLIENT SECUR ITIES	25 Cabot Square, C anary Wharf, Londo n E14 4QA, U. K.	319,667	1.8
J P MORGAN CHASE B ANK 380646	25 BANK STREET, CA NARY WHARF, LONDO N, E14 5JP, UNITED KINGDOM	292,000	1.6
THE BANK OF NEW YO RK MELLON 140042	225 LIBERTY STREE T, NEW YORK, NEW YO RK, U. S. A.	285,300	1.6
計	—	11,935,467	65.8

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年6月1日現在（予定）

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 18,225,500	182,255	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。
単元未満株式（注）	普通株式 3,212	—	—
発行済株式総数	18,228,656	—	—
総株主の議決権	—	182,255	—

（注）当社の定款には、その発行する株式について100株をもって1単元とする旨の規定があります。当社定款の定めにより、単元未満株式を有することになる株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

② 【自己株式等】

当社は、自己株式を所有しておりません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社のストックオプション制度は以下のとおりとなる予定です。

①第1回新株予約権

決議年月日	2002年12月11日（注）1
付与対象者の区分及び人数（注）2	スター・マイカの取締役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）1. スター・マイカ2002年12月11日開催の臨時株主総会決議の新株予約権の決議年月日です。

2. 2019年2月27日現在のスター・マイカ2002年12月11日開催の臨時株主総会決議の新株予約権の保有者の区分及び人数です。

②第2回新株予約権

決議年月日	2010年2月26日（注）1
付与対象者の区分及び人数（注）2	スター・マイカの取締役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上

新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

- (注) 1. スター・マイカ2010年2月26日開催の臨時株主総会決議の新株予約権の決議年月日です。
2. 2019年2月27日現在のスター・マイカ2010年2月26日開催の臨時株主総会決議の新株予約権の保有者の区分及び人数です。

③第3回新株予約権

決議年月日	2011年6月30日(注)1
付与対象者の区分及び人数(注)2	スター・マイカの取締役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

- (注) 1. スター・マイカ2011年6月30日開催の臨時株主総会決議の新株予約権の決議年月日です。
2. 2019年2月27日現在のスター・マイカ2011年6月30日開催の臨時株主総会決議の新株予約権の保有者の区分及び人数です。

④第4回新株予約権

決議年月日	2012年4月13日(注)1
付与対象者の区分及び人数(注)2	スター・マイカの取締役2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

- (注) 1. スター・マイカ2012年4月13日開催の臨時株主総会決議の新株予約権の決議年月日です。
2. 2019年2月27日現在のスター・マイカ2012年4月13日開催の臨時株主総会決議の新株予約権の保有者の区分及び人数です。

⑤第5回新株予約権

決議年月日	2013年4月11日(注)1
付与対象者の区分及び人数(注)2	スター・マイカの取締役2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

- (注) 1. スター・マイカ2013年4月11日開催の臨時株主総会決議の新株予約権の決議年月日です。
2. 2019年2月27日現在のスター・マイカ2013年4月11日開催の臨時株主総会決議の新株予約権の保有者の区分及び人数です。

⑥第6回新株予約権

決議年月日	2014年3月31日(注)1
-------	----------------

付与対象者の区分及び人数 (注) 2	スター・マイカの取締役2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1. スター・マイカ2014年3月31日開催の臨時株主総会決議の新株予約権の決議年月日です。

2. 2019年2月27日現在のスター・マイカ2014年3月31日開催の臨時株主総会決議の新株予約権の保有者の区分及び人数です。

⑦第7回新株予約権

決議年月日	2015年1月15日 (注) 1
付与対象者の区分及び人数 (注) 2	スター・マイカの取締役6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1. スター・マイカ2015年1月15日開催の臨時株主総会決議の新株予約権の決議年月日です。

2. 2019年2月27日現在のスター・マイカ2015年1月15日開催の臨時株主総会決議の新株予約権の保有者の区分及び人数です。

⑧第8回新株予約権

決議年月日	2018年1月22日 (注) 1
付与対象者の区分及び人数 (注) 2	スター・マイカの取締役3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1. スター・マイカ2018年1月22日開催の臨時株主総会決議の新株予約権の決議年月日です。

2. 2019年2月27日現在のスター・マイカ2018年1月22日開催の臨時株主総会決議の新株予約権の保有者の区分及び人数です。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、いわゆるテクニカル上場により2019年6月1日より東京証券取引所に上場する予定であり、当該上場後は、業績に応じて継続的な利益配分を年2回中間配当及び期末配当として実施するとともに、機動的な資本政策の遂行を目的とした自己株式の取得を行うことを、利益配分の基本方針としております。また、中長期には、連結配当性向30%を目標としております。

当社の剰余金の配当の決定機関は取締役会であり、社外取締役を含む取締役会において、利益や剰余金の水準、配当性向、現預金残高を勘案の上、配当を決定しております。また取締役会の決議により毎年5月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。なお、内部留保金につきましては、経営体質の一層の強化を図るとともに、今後の事業拡大・競争力強化のための成長投資として充当する方針であります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、当社においては株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となるスター・マイカの株価の推移は以下のとおりであります。

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	2014年11月	2015年11月	2016年11月	2017年11月	2018年11月
最高(円)	1,560	1,588	2,048	3,200 □1,842	2,710
最低(円)	1,102	1,070	1,213	1,850 □1,530	1,382

- (注) 1. 最高・最低株価は、2013年7月16日以降は東京証券取引所 J A S D A Q (スタンダード)、2015年11月25日以降は東京証券取引所 (市場第二部)、2017年7月14日以降は東京証券取引所 (市場第一部) におけるものであります。
2. □印は、株式分割 (2017年10月1日、1株→2株) による権利落後の最高・最低株価を示しております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	9月	10月	11月	12月	2019年1月	2月
最高(円)	2,329	1,776	1,817	1,822	1,657	1,515
最低(円)	1,733	1,382	1,515	1,400	1,261	1,335

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所 (市場第一部) におけるものです。

5 【役員 の 状 況】

2019年6月1日現在の当社の役員 の 状 況（現時点における予定）は、以下のとおりであります。

男性4名 女性0名（役員のうち女性の比率0%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長	—	水永 政志	1964年10月6日生	1989年4月 三井物産㈱入社 1995年3月 米国カリフォルニア大学ロスアンゼルス校経営大学院修士課程修了 (MBA) 1995年4月 ㈱ボストンコンサルティンググループ入社 1996年7月 ゴールドマン・サックス証券会社入社 1998年7月 当社代表取締役社長就任 (現任) 2000年3月 ㈱ビーアイテクノロジー (現いちご㈱) 設立 代表取締役就任 2002年2月 スター・マイカ㈱代表取締役社長就任 2014年12月 スター・マイカ㈱代表取締役会長就任 2015年5月 スローガン㈱社外取締役就任 (現任) 2016年5月 スター・マイカ㈱代表取締役会長兼社長就任 2016年6月 アズワン㈱社外取締役就任 2016年6月 ㈱SQUEEZE社外取締役就任 (現任) 2017年2月 スター・マイカ㈱代表取締役社長就任 (現任) 2018年5月 ㈱レナウン社外取締役就任 (現任)	(注) 1	4,815
取締役 (監査等委員)	—	小滝 一彦	1965年10月1日生	1988年4月 通商産業省 (現経済産業省) 入省 2000年1月 大阪大学社会経済研究所助教授 2004年7月 金融庁総務企画局市場課企画官 2008年7月 経済産業省経済産業政策局企業法制研究官 2012年3月 同省退官 2012年4月 日本大学経済学部教授 (現任) 2013年2月 スター・マイカ㈱社外取締役就任 2016年2月 スター・マイカ㈱取締役 (監査等委員) 就任 (現任) 2018年6月 アズワン㈱社外取締役就任 (現任) 2018年11月 当社取締役就任 (現任)	(注) 2	22

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 (監査等委員)	—	小坂 義人	1955年7月13日生	1984年12月 税理士登録 1987年1月 千葉・小坂会計事務所設立 1990年2月 公認会計士登録 1991年3月 アクタス監査法人(現太陽有 限責任監査法人)設立 代表 社員就任 2003年6月 アストマックス㈱監査役就任 (現任) 2006年2月 スター・マイカ㈱監査役就任 2006年6月 信越化学工業㈱監査役就任 (現任) 2009年7月 飛悠税理士法人設立 代表社 員就任 2014年10月 太陽有限責任監査法人 パー トナー就任 2015年7月 飛悠税理士法人社員就任(現 任) 2015年7月 きさらぎ監査法人代表社員 2016年2月 スター・マイカ㈱取締役(監 査等委員)就任(現任) 2016年2月 きさらぎ監査法人顧問(現 任) 2018年11月 当社取締役就任(現任)	(注) 2	7
取締役 (監査等委員)	—	矢野 裕史	1966年12月9日生	1990年4月 川鉄商事㈱(現JFE商事㈱) 入社 1992年4月 川崎製鉄㈱(現JFEエンジ アリング㈱)入社 1994年10月 大成機工㈱入社 2006年2月 大成機工㈱代表取締役社長就 任 2011年3月 ㈱大成C I 設立 代表取締役 社長就任(現任) 2012年4月 大成機工㈱特別顧問就任 2018年4月 大阪府立西野田工科高等学 校運営協議会委員委嘱(現 任) 2018年5月 一般社団法人関西経済同友会 幹事就任(現任)	(注) 2	—
計						4,844

- (注) 1 取締役の任期は、2019年11月期にかかる定時株主総会終結の時までであります。
2 取締役(監査等委員)の任期は、2020年11月期にかかる定時株主総会終結の時までであります。
3 当社は、法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
和田 哲夫	1965年2月9日生	1989年4月 郵政省官房文書課 1991年4月 大蔵省財政金融研究所研究部 1992年7月 人事院長期在外研究員 1996年6月 郵政省郵政研究所主任研究員 2000年4月 学習院大学経営学部経営学科助教授 2003年2月 カリフォルニア大学バークレー校経営大 学院博士課程修了(博士号取得) 2004年4月 学習院大学経済学部経営学科教授(現 任)	—

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

※ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営監視機能を充実し、経営の公正性・透明性を確保することによって、利害関係者と長期間継続して良好な関係を築くことが、企業経営において必要不可欠であると認識しております。そのために、組織体制の整備だけでなく、コンプライアンスの意識向上及びリスク管理を強化して経営にあたることを基本方針としてまいります。

① 企業統治の体制

イ. 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、取締役会及び監査役設置会社であります。なお、当社は、いわゆるテクニカル上場により2019年6月1日より東京証券取引所に上場する予定であり、これに伴い、同日までに定款変更により監査等委員会及び会計監査人を設置する予定であります。

監査等委員が経営の意思決定に加わることによって監査・監督機能が強化され、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実が図れるものと判断しております。

なお、当社は取締役会の諮問機関として「指名報酬委員会」を設置し、役員の指名、報酬の設定について、独立性のある答申を行う予定であります。

ロ. その他の企業統治に関する事項

当社は、業務を適正かつ効率的に推進し、社会的責任を遂行する上で当社の実績に適合した有効な内部統制システムの整備及び運用が不可欠であるものと認識しております。このため、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、社長室が主体となり、内部統制システムの運用状況の監視を実施する予定であります。

また、当社は、以下の体制を整備する予定であります。

- ・当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
- ・損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
具体的には、以下の体制を整備する予定であります。
 - a. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - b. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - c. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制
- ・監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

② 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役である各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする予定であり、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役がその職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がないときに限られるものとする予定であります。

③ 監査等委員会監査及び内部監査の状況

当社は、監査等委員会設置会社となる予定であります。監査等委員は適正な経営活動の確保を目的とした取締役会、重要な会議への出席、関連資料の閲覧及び部門長への質問等を通じて、取締役の業務執行の監督を行う予定であります。

また、内部監査は、社長室が担当する予定であります。内部監査計画に基づき、各部署に対して業務監査等を実施し、監査終了後に内部監査報告書を代表取締役社長に提出して、適宜業務の改善を図る予定です。

監査等委員、内部監査担当部門及び会計監査人は、必要に応じて会合を開くことが可能な体制をとり、随時

情報交換を行って相互連携を図る予定であります。

④ 社外取締役

当社は、取締役のうち3名を監査等委員である取締役とする予定であり、その3名は、社外取締役を選任する予定であります。

なお、当社は社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針を特に定める予定はありませんが、株式会社東京証券取引所の定める独立性に関する判断基準等を参考にしてまいります。上記の社外取締役3名は、すべて株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届出をする予定です。

社外取締役は、取締役会への出席等を通じ、社外の視点からコーポレート・ガバナンス強化に寄与してまいります。監査等委員である社外取締役、内部監査部門及び会計監査人は必要に応じて意見交換や情報交換を行うなどの連携をとり、業務の実効性を高める予定であります。

⑤ 役員報酬等

イ. 取締役（監査等委員を除く）及び監査等委員である取締役の報酬額は、株主総会で定めるものとする予定であります（当社が監査等委員会設置会社に移行するにあたり、2019年5月の臨時株主総会において取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額を年間300百万円、また監査等委員である取締役の報酬限度額を年間60百万円と決議する予定です。）。

ロ. 役員の報酬等の額又はその算定方法に関する方針の内容及び決定方法

当社は、役員の報酬等の額の決定に関する方針を、「役員報酬規程」に定める予定であります。

監査等委員でない取締役の報酬等は、基本報酬、部門評価報酬及び全社評価報酬より構成する予定であります。監査等委員である取締役の報酬等は、基本報酬より構成する予定であり、基本報酬は、役別別、常勤・非常勤の別を勘案して基本報酬額を決定する予定であります。部門評価報酬は、取締役の管掌部門の成果を勘案して決定する予定であります。全社評価報酬は、企業グループの業績を勘案して決定する予定であります。具体的には、業績を評価する指標として、連結営業利益額、業績目標への達成度等を採用する予定であります。

役員報酬の決定にあたっては、取締役会の諮問機関として社外取締役を含むメンバーで構成される「指名報酬委員会」において審議することとする予定であり、報酬決定プロセスの透明性向上を図ってまいります。

⑥ 株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
1 銘柄 5,308,590千円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
スター・マイカ株式会社	2,974,000	5,308,590	長期的・安定的な取引関係の維持

ハ. 保有目的が純投資である投資株式

該当事項はありません。

⑦ 会計監査の状況

当社は、会計監査人を設置しておらず、会社法に基づく会計監査人による監査を行っておりませんが、金融商品取引法に基づく監査について、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。当社の監査業務を執行した公認会計士は、同監査法人の中井修氏、経塚義也氏の2名であり、また監査業務に係る補助者の構成については、公認会計士が6名、その他が1名、継続監査年数は7年以内とする予定であります。

なお、当社は、いわゆるテクニカル上場により2019年6月1日より東京証券取引所に上場する予定であり、これに伴い、同日までに定款変更により会計監査人を設置し、適切な公認会計士又は監査法人を選任し、本株式交換により当社の完全子会社となるスター・マイカと同水準の会計監査の実施体制を構築させていく予定です。

⑧ 株主総会決議事項を取締役会で決議できることとしている事項

当社は、職務の遂行にあたり責任を合理的範囲にとどめるため、取締役及び会計監査人の責任免除について

て、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定める予定であります。

また、株主への機動的な利益還元を行うことを可能とするため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることとする旨を定款で定める予定であります。

⑨ 株主総会特別決議要件に関する事項

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑩ 取締役の定数

当社は、取締役を3名以上とする旨を定款で定めております。

⑪ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
上場申請会社	2,000	750	3,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の上場申請会社に対する非監査業務の内容】

（最近事業年度の前事業年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務調査等に係る業務であります。

（最近事業年度）

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針につきましては、監査公認会計士と協議し、その監査内容、監査日数等について当社の規模、業務の特性に照らして妥当性を確認し、当該監査日数等に応じた報酬額について決定しております。

第5【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」といいます。）に基づいて作成しております。

(2) 2018年9月3日開催の臨時株主総会決議において定款の一部変更が決議され、決算期を4月30日から11月30日に変更しました。したがって、当事業年度は、2018年5月1日から2018年11月30日までの7カ月間となっております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（2017年5月1日から2018年4月30日まで）及び当事業年度（2018年5月1日から2018年11月30日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、また、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、監査法人等が主催するセミナーへの参加及び企業会計に関連する書籍等を購読して、積極的な情報収集活動に努めております。

1 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年4月30日)	当事業年度 (2018年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	213,680	1,195
前払費用	576	—
その他	48,441	45,020
流動資産合計	262,698	46,215
固定資産		
有形固定資産		
建物	61,136	—
減価償却累計額	△20,527	—
建物（純額）	40,608	—
構築物	6,264	—
減価償却累計額	△1,773	—
構築物（純額）	4,490	—
車両運搬具	14,463	—
減価償却累計額	△12,744	—
車両運搬具（純額）	1,719	—
工具、器具及び備品	1,426	—
減価償却累計額	△1,017	—
工具、器具及び備品（純額）	409	—
土地	136,456	—
有形固定資産合計	183,683	—
投資その他の資産		
投資有価証券	※ 7,058,502	5,308,590
出資金	10	—
長期前払費用	216	—
その他	4,645	—
投資その他の資産合計	7,063,374	5,308,590
固定資産合計	7,247,058	5,308,590
資産合計	7,509,756	5,354,805
負債の部		
流動負債		
株主、役員又は従業員からの短期借入金	290,774	—
未払金	—	811
未払法人税等	1,777	—
流動負債合計	292,551	811
固定負債		
繰延税金負債	2,427,433	1,836,268
固定負債合計	2,427,433	1,836,268
負債合計	2,719,985	1,837,080

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年4月30日)	当事業年度 (2018年11月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	191,821	63,433
利益剰余金合計	191,821	63,433
株主資本合計	201,821	73,433
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,587,949	3,444,292
評価・換算差額等合計	4,587,949	3,444,292
純資産合計	4,789,771	3,517,725
負債純資産合計	7,509,756	5,354,805

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)	当事業年度 (自 2018年5月1日 至 2018年11月30日)
売上高	86,826	95,168
売上原価	—	—
売上総利益	86,826	95,168
販売費及び一般管理費	※1 19,001	※1 10,552
営業利益	67,824	84,615
営業外収益		
受取利息	0	0
投資有価証券売却益	48,158	—
受取賃貸料	—	446
その他	12	1
営業外収益合計	48,171	447
経常利益	115,995	85,063
特別利益		
固定資産売却益	—	※2 1,003
特別利益合計	—	1,003
税引前当期純利益	115,995	86,067
法人税、住民税及び事業税	15,074	9,710
法人税等調整額	169	13,889
法人税等合計	15,244	23,600
当期純利益	100,751	62,467

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年5月1日 至 2018年4月30日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	10,000	91,069	91,069	101,069	4,377,960	4,377,960	4,479,030
当期変動額							
当期純利益		100,751	100,751	100,751			100,751
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					209,989	209,989	209,989
当期変動額合計	－	100,751	100,751	100,751	209,989	209,989	310,741
当期末残高	10,000	191,821	191,821	201,821	4,587,949	4,587,949	4,789,771

当事業年度（自 2018年5月1日 至 2018年11月30日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	10,000	191,821	191,821	201,821	4,587,949	4,587,949	4,789,771
当期変動額							
剰余金の配当		△190,855	△190,855	△190,855			△190,855
当期純利益		62,467	62,467	62,467			62,467
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					△1,143,657	△1,143,657	△1,143,657
当期変動額合計	－	△128,387	△128,387	△128,387	△1,143,657	△1,143,657	△1,272,045
当期末残高	10,000	63,433	63,433	73,433	3,444,292	3,444,292	3,517,725

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)	当事業年度 (自 2018年5月1日 至 2018年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	115,995	86,067
減価償却費	4,575	2,450
有形固定資産売却損益(△は益)	—	△1,003
投資有価証券売却損益(△は益)	△48,158	—
受取利息及び受取配当金	△86,826	△95,168
預け金の増減額(△は増加)	△48,441	48,441
その他	198	1,990
小計	△62,656	42,778
利息及び配当金の受取額	86,826	53,612
法人税等の支払額	△2,821	△14,952
営業活動によるキャッシュ・フロー	21,348	81,438
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	—	△6,238
有形固定資産の売却による収入	—	1,697
投資有価証券の売却による収入	48,441	—
その他	—	10
投資活動によるキャッシュ・フロー	48,441	△4,531
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	2,912	△289,392
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,912	△289,392
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	72,703	△212,485
現金及び現金同等物の期首残高	140,977	213,680
現金及び現金同等物の期末残高	※ 213,680	※ 1,195

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度 (自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 19年

構築物 3～20年

3. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式によっております。

当事業年度 (自 2018年5月1日 至 2018年11月30日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 19年

構築物 3～20年

3. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式によっております。

1. 持株会社体制への移行の背景及び目的

スター・マイカグループでは、これまでリノベーションマンションの企画・販売事業を軸に、不動産仲介、不動産投資コンサルティング、不動産賃貸管理、不動産運用マネジメント、金融コンサルティング等、様々な周辺事業に取り組み、その結果、他社との差別化されたビジネスモデルを確立しております。

一方で、国内人口の減少といった社会課題に加え、新築マンションの価格高騰、リノベーションマンションへのニーズの多様化、不動産テックの台頭等、当社グループを取り巻く事業環境は大きな変局を迎えると認識しております。

今般、スター・マイカは、このような環境変化を踏まえ、スター・マイカの独自性の高いリノベマンション事業の継続的な発展、既存のビジネスを含む周辺事業の拡充による成長の加速、さらには将来的な投資対象の多様化への対応といった今後のグループの成長戦略を柔軟かつ機動的に実行することを可能とする体制の構築を図るとともに、これらの成長戦略を支えるべく、持株会社体制への移行を決定いたしました。

また、当社は、スター・マイカ創業者であり代表取締役である水永政志の資産管理会社であり、持株会社体制への移行の手段として当社を株式交換完全親会社とする株式交換を利用する場合、創業者による持株会社株式の直接保有となるため、持株会社の株主構成の透明性が向上し、当社のガバナンスに対する株主の皆様の理解がより一層深まるものと考えております。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の効力発生日 2019年6月1日（予定）

(2) 本株式交換の方式

当社を株式交換完全親会社、スター・マイカを株式交換完全子会社とする株式交換であります。本株式交換は、2019年2月26日に当社及びスター・マイカの株主総会の決議により、それぞれ本株式交換契約の承認を受けました。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

	スター・マイカ・ホールディングス株式会社 (株式交換完全親会社)	スター・マイカ株式会社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率（注）2	1	1
本株式交換により交付する新株式数 （注）3、4	普通株式：15,254,656株（予定）	

（注）1. 当社における発行済株式数の変更

当社は、2018年11月16日を効力発生日として、普通株式1株を148.7株の割合にて分割する株式分割を行い、発行済株式数が20,000株から2,974,000株に変更されております。上表の株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は当該株式分割実施後の当社の発行済株式数（2,974,000株）を前提とするものです。

2. 株式の割当比率

本株式交換においては、スター・マイカ普通株式1株に対して、当社の普通株式1株を割当て交付いたします。ただし、当社が保有するスター・マイカ普通株式2,974,000株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

3. 本株式交換により交付する株式数等

当社は本株式交換により、当社がスター・マイカの発行済株式（ただし、当社が保有するスター・マイカ株式を除きます）の全部を取得する時点の直前時におけるスター・マイカの株主（ただし、当社を除きます）に対して、当社普通株式15,254,656株を割当て交付する予定であります。なお、スター・マイカは、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、効力発生日における、本株式交換に係る当社の普通株式の割当て及び交付がなされる直前の時点（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の買取請求があった場合には、この買取りの効力発生後であって、かつ、本株式交換に係る当社の普通株式の割当て及び交付がなされる直前の時点をいい、以下「基準時」といいます。）において保有する自己株式を基準時において消却する予定であります。上表の本株式交換により交付する新株式数は、スター・マイカが基準時において消却する自己株式の数が、2018年11月30日現在のスター・マイカ自己株式数（56株）と同数であることを前提として算出しておりますが、ス

ター・マイカによる自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

4. 単元未満株式の取り扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式を保有することとなるスター・マイカの株主につきましては、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、その保有する単元未満株式の買取りを請求することができます。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

上記2. (3)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率については、その公正性・妥当性を確保するため、当社及びスター・マイカから独立した第三者機関に株式交換比率に関する助言を依頼し、当該第三者機関より、当社は、スター・マイカ普通株式の保有・管理のみを事業内容とする非上場会社であり、本株式交換後に当社が保有するスター・マイカ株式については売却する予定がなく、また、財政状態に重大な影響を与えうる資産及び負債を有していないことから、当社株式の価値は、同社の保有するスター・マイカ株式価値とほぼ等しく、スター・マイカ株式の価値に連動すると考えられると助言を受けました。

(2) 算定に関する事項

スター・マイカは、本株式交換契約の締結にあたり、第三者機関の助言を参考とした他、スター・マイカの一般株主保護及び株主平等の観点その他株式交換比率に関する詳細について、重大な影響を及ぼす事象がないことを確認することを目的として、当社に対してデュー・デリジェンスを実施しております。スター・マイカは、かかるプロセスを踏まえ、当社と慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、スター・マイカの株主の利益を損なうものではないと判断し、スター・マイカ及び当社は、それぞれ2018年11月1日の両社の取締役会において、本株式交換比率に基づく本株式交換契約の締結を決議し、同日両社間にて本株式交換契約を締結いたしました。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日（2019年6月1日を予定）をもって、スター・マイカは当社の完全子会社となり、スター・マイカ株式は2019年5月29日付で上場廃止（最終売買日は2019年5月28日）となる予定です。上場廃止後は、スター・マイカ株式を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）において取引することができなくなります。

しかしながら、当社は、スター・マイカの株主との株式交換により、東京証券取引所への新規上場申請手続を行い、当社株式は、いわゆるテクニカル上場（東京証券取引所有価証券上場規程第2条第73号、第208条）により、本株式交換の効力発生日である2019年6月1日に東京証券取引所市場第一部に上場する予定であります。

スター・マイカ株式が上場廃止となった後も、本株式交換によりスター・マイカの株主の皆様にご割当て交付される当社株式は東京証券取引所市場第一部に上場される予定であることから、本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であり、スター・マイカの株主の皆様に対しては引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

4. 本株式交換の当事会社の概要（2018年11月30日現在）

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
名称	スター・マイカ・ホールディングス株式会社	スター・マイカ株式会社
事業の内容	有価証券の保有及び運用	リノベマンション事業、インベストメント事業、アドバイザー事業

5. 会計処理の概要

本株式交換は、企業結合に関する会計基準における逆取得の会計処理を適用する見込みであります。本株式交換により発生するのれん（または負ののれん）の金額に関しては、現段階では未定であります。

(持株会社体制移行後のグループ再編(吸収分割))

当社は、2018年11月1日の当社取締役会において、本株式交換の効力発生を条件として、当社を吸収分割承継会社、スター・マイカを吸収分割会社とする吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)を実施することをあわせて決議し、スター・マイカとの間で吸収分割契約(以下「本吸収分割契約」といいます。)を締結いたしました。

1. 本吸収分割の要旨

(1) 本吸収分割の日程

取締役会決議日(両社)	2018年11月1日(木)
会社分割契約書締結日(両社)	2018年11月1日(木)
臨時株主総会決議日(当社)	2019年2月26日(火)
定時株主総会決議日(スター・マイカ)	2019年2月26日(火)
会社分割実施予定日(効力発生日)	2019年6月1日(土)(予定)

(2) 本吸収分割の方式

本株式交換の効力発生を条件として、スター・マイカを吸収分割会社とし、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割であります。本吸収分割は、2019年2月26日に当社及びスター・マイカの株主総会の決議により、それぞれ本吸収分割契約の承認を受けました。

(3) 本吸収分割に係る割当ての内容

本吸収分割は、無対価吸収分割を予定しておりますので、分割の対価として吸収分割承継会社である当社は株式の割当てやその他金銭等の交付を行いません。

(4) 本吸収分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

(5) 本吸収分割により増減する資本金

該当事項はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

当社は、本吸収分割の効力発生日において、本吸収分割契約に定めるスター・マイカの資産及び負債並びにこれに付随する契約上の地位その他権利義務を承継いたします。

(7) 債務履行の見込み

本吸収分割において、効力発生日以降の当社及びスター・マイカが負担すべき債務について、履行の見込みに問題はないと判断しております。

2. 本吸収分割の当事会社の概要(2018年11月30日現在)

	吸収分割承継会社	吸収分割会社
名称	スター・マイカ・ホールディングス株式会社	スター・マイカ株式会社
事業の内容	有価証券の保有及び運用	リノベマンション事業、インベストメント事業、アドバイザー事業

3. 本吸収分割の対象となる事業の概要

(1) 分割する事業の内容

本吸収分割は、スター・マイカ子会社の株式を含むグループ全体の管理事業を分割いたします。

(2) 分割する事業の経営成績

収益事業は行っておりません。

(3) 分割する資産、負債の項目及び帳簿価格 (2017年11月30日現在)

資産		負債	
項目	帳簿価格	項目	帳簿価格
流動資産	50,000千円	流動負債	—
固定資産	220,000千円	固定負債	—
合計	270,000千円	合計	—

(注) なお、実際に承継させる資産の金額は、上記金額に効力発生日までの増減が反映されたものとなります。

4. 本吸収分割後の状況

本吸収分割に際して、吸収分割会社であるスター・マイカ及び吸収分割承継会社である当社の商号、事業内容、本店所在地、代表者、資本金、決算期の変更はありません。なお、スター・マイカの連結子会社は、2019年6月1日において、当社の連結子会社となります。

5. 今後の見通し

本吸収分割は、当社及び当社の連結子会社を当事者とするものであり、連結業績に与える影響は軽微なものを見込んでおります。

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2018年4月30日)

※ 消費貸借契約

投資有価証券のうち、450,870千円は有価証券の消費貸借契約による貸付を行っております。

当事業年度 (2018年11月30日)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

- ※1. 前事業年度、当事業年度ともに、一般管理費に属する費用のおおよその割合は100%であります。販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)	当事業年度 (自 2018年5月1日 至 2018年11月30日)
旅費及び交通費	2,000千円	435千円
地代家賃	6,914	3,661
支払報酬	—	1,896
減価償却費	4,575	2,450

- ※2. 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)	当事業年度 (自 2018年5月1日 至 2018年11月30日)
車両運搬具	—千円	1,003千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	20,000	—	—	20,000
合計	20,000	—	—	20,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2018年5月1日 至 2018年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1, 2	20,000	2,954,000	—	2,974,000
合計	20,000	2,954,000	—	2,974,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 1. 当社は、2018年11月16日付で普通株式1株につき148.7株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加2,954,000株は、株式分割によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

金銭以外による配当

(決議)	株式の種類	配当財産の種類	配当財産の帳簿価額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年9月20日 臨時株主総会	普通株式	株式会社 扇アセット 普通株式	190,855	64.17	—	2018年11月 1日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)	当事業年度 (自 2018年5月1日 至 2018年11月30日)
現金及び預金勘定	213,680千円	1,195千円
現金及び現金同等物	213,680	1,195

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

前事業年度(自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)及び当事業年度(自 2018年5月1日 至 2018年11月30日)

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業活動を行うための必要な運転資金について、必要な資金(主に借入債務)を調達しております。また、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式等であり、上場株式について市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、リスクを管理しております。

借入金、運転資金に係る資金調達を目的としたものでありますが、柔軟な手元流動性を確保すること等により、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2.参照)。

前事業年度(自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	213,680	213,680	—
(2) 投資有価証券	7,057,302	7,057,302	—
資産計	7,270,982	7,270,982	—
(1) 株主、役員又は従業員からの 短期借入金	290,774	290,774	—
(2) 未払法人税等	1,777	1,777	—
負債計	292,551	292,551	—

当事業年度（自 2018年5月1日 至 2018年11月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,195	1,195	—
(2) 投資有価証券	5,308,590	5,308,590	—
資産計	5,309,785	5,309,785	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

時価について、株式等は取引所の価格によっております。また保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負 債

(1) 株主、役員又は従業員からの短期借入金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2018年4月30日)	当事業年度 (2018年11月30日)
非上場株式	1,200	—

非上場株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(2) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（自 2017年5月1日 至 2018年4月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	213,680	—	—	—

当事業年度（自 2018年5月1日 至 2018年11月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,195	—	—	—

(注) 4. 短期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（自 2017年5月1日 至 2018年4月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
株主、役員又は従業員からの 短期借入金	290,774	—	—	—

当事業年度（自 2018年5月1日 至 2018年11月30日）

該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (2018年4月30日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	7,057,302	42,087	7,015,214
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	7,057,302	42,087	7,015,214
合計		7,057,302	42,087	7,015,214

(注) 非上場株式 (貸借対照表計上額 1,200千円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度 (2018年11月30日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	5,308,590	42,087	5,266,502
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	5,308,590	42,087	5,266,502
合計		5,308,590	42,087	5,266,502

2. 売却したその他有価証券

前事業年度 (2018年4月30日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	48,441	48,158	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	48,441	48,158	—

当事業年度 (2018年11月30日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (2018年4月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2018年4月30日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	1,399千円
繰延税金資産小計	1,399
評価性引当額	△1,399
繰延税金資産合計	-
繰延税金負債	
未収事業税	169
その他有価証券評価差額金	2,427,264
繰延税金負債合計	2,427,433
繰延税金負債の純額	2,427,433

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2018年4月30日)
法定実効税率	34.8%
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△13.0
住民税均等割	0.1
評価性引当額の増減	△10.1
適用税率差異	0.6
その他	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.1

当事業年度（2018年11月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2018年11月30日)
繰延税金資産	
未払事業税	319千円
繰延税金資産合計	319
繰延税金負債	
未収配当金	14,378
その他有価証券評価差額金	1,822,209
繰延税金負債合計	1,836,588
繰延税金負債の純額	1,836,268

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2018年11月30日)
法定実効税率	34.6%
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△9.3
住民税均等割	0.1
評価性引当額の増減	1.6
適用税率差異	0.4
その他	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.4

(企業結合等関係)

前事業年度（自 2017年5月1日 至 2018年4月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年5月1日 至 2018年11月30日）

共通支配下の取引等

当社は、2018年9月20日開催の取締役会において、財産管理事業を当社より会社分割し、新たに設立する株式会社扇アセットに承継することを決議し、2018年11月1日付で会社分割を実施いたしました。

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称：財産管理事業

事業の内容：有価証券の保有及び運用

(2) 企業結合日

2018年11月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を分割会社、新設会社である株式会社扇アセットを承継会社とする新設分割

(4) 結合後企業の名称

株式会社扇アセット（2018年11月1日付で株式会社オフィス扇に商号変更）

(5) その他取引の概要に関する事項

当社は2018年11月1日に取締役会において、2019年6月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、スター・マイカを株式交換完全子会社とする株式交換を実施し、当社を持株会社とするスター・マイカの持株会社体制への移行を決議したことに伴い、当社の代表取締役である水永政志の財産管理事業を株式会社扇アセットへ承継させることといたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2017年5月1日 至 2018年4月30日）

当社は、財産管理事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2018年5月1日 至 2018年11月30日）

当社は、財産管理事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要な株主（個人の場合に限る。）等

前事業年度（自 2017年5月1日 至 2018年4月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	水永 政志	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接 100.0	資金の借入	運転資金の借入 (注) 2.	2,912 (注) 1	株主、役員又は従業員からの短期借入金	290,774 (注) 1

(注) 1. 記載金額の取引金額及び期末残高には、消費税等が含まれておりません。

2. 役員との取引は、当社の代表取締役である水永政志との運転資金の借入に係る取引であり、無利息であります。

当事業年度（自 2018年5月1日 至 2018年11月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	水永 政志	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接 100.0	資金の借入	運転資金の借入 (注) 2.	289,392 (注) 1	-	-

(注) 1. 記載金額の取引金額には、消費税等が含まれておりません。

2. 役員との取引は、当社の代表取締役である水永政志との運転資金の借入に係る取引であり、無利息であります。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)

	当事業年度 (自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)
1株当たり純資産額	1,610.55円
1株当たり当期純利益金額	33.88円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当社は、2018年11月16日付で普通株式1株につき148.7株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)
1株当たり当期純利益金額	
当期純利益金額 (千円)	100,751
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	100,751
期中平均株式数 (株)	2,974,000

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (2018年4月30日)
純資産の部の合計額 (千円)	4,789,771
純資産の部から控除する金額 (千円)	—
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	4,789,771
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株)	2,974,000

当事業年度（自 2018年5月1日 至 2018年11月30日）

	当事業年度 (自 2018年5月1日 至 2018年11月30日)
1株当たり純資産額	1,182.83円
1株当たり当期純利益金額	21.00円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 2. 当社は、2018年11月16日付で普通株式1株につき148.7株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
 3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2018年5月1日 至 2018年11月30日)
1株当たり当期純利益金額	
当期純利益金額（千円）	62,467
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	62,467
期中平均株式数（株）	2,974,000

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (2018年11月30日)
純資産の部の合計額（千円）	3,517,725
純資産の部から控除する金額（千円）	—
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	3,517,725
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	2,974,000

(重要な後発事象)

前事業年度（自 2017年5月1日 至 2018年4月30日）
 該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年5月1日 至 2018年11月30日）
 該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)
		スター・マイカ(株)	2,974,000	5,308,590
計			2,974,000	5,308,590

【債券】

該当事項はありません。

【その他】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	61,136	—	61,136	—	—	1,365	—
構築物	6,264	—	6,264	—	—	224	—
車両運搬具	14,463	6,238	20,702	—	—	802	—
工具、器具及び備品	1,426	—	1,426	—	—	57	—
土地	136,456	—	136,456	—	—	—	—
有形固定資産計	219,747	6,238	225,986	—	—	2,450	—
長期前払費用	216	—	216	—	—	100	—

(注) 当期減少額には、2018年11月1日付の会社分割による株式会社扇アセットへの承継に伴う減少額が次のとおり含まれております。

建物	61,136千円
構築物	6,264
車両運搬具	15,444
工具、器具及び備品	1,426
土地	136,456
長期前払費用	216

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
株主、役員又は従業員からの短期借入金	290,774	—	—	—
合計	290,774	—	—	—

(注) 平均利率については、当期末残高がないため、記載を省略しております。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
預金	
普通預金	1,195
合計	1,195

② 固定負債

イ. 繰延税金負債

繰延税金負債は、1,836,268千円であり、その内容については「1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (税効果会計関係)」に記載しております。

(3) 【その他】

スター・マイカの最近2事業年度に係る財務諸表については、スター・マイカの有価証券報告書(2019年2月27日提出)をご参照下さい。

第6【上場申請会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりであります。

事業年度	毎年12月1日から翌年11月30日まで
定時株主総会	2月中
基準日	11月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	5月31日 11月30日
1単元の株式数(注)1	100株
株式の名義書換え(注)2	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新株交付手数料	—
単元未満株式の買取り(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店(注)2
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、日刊新聞紙に掲載する。(注)3
株主に対する特典	該当事項はありません

(注) 1. 当社の定款には、その発行する株式について100株をもって1単元とする旨の規定があります。当社定款の定めにより、単元未満株式を有することになる株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

2. 当社株式は、東京証券取引所市場第一部への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

3. 当社は、テクニカル上場に伴い、同日までに定款変更の効力が生じ、当社の公告方法を電子公告とする予定

です。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする予定です。なお、電子公告は当会社のホームページに掲載する予定であり、そのアドレスは次のとおりとする予定です。<https://www.starmica-holdings.co.jp>

第7【上場申請会社の参考情報】

1【上場申請会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

最近事業年度の開始日から本書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) ① 有価証券届出書（組織再編成・上場）及びその添付書類
2019年2月7日関東財務局へ提出
- ② 有価証券届出書（組織再編成）及びその添付書類
2019年2月7日関東財務局へ提出
- (2) 有価証券届出書の訂正届出書
上記（1）①及び②に係る訂正届出書であります。
2019年2月27日関東財務局へ提出

第三部【上場申請会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第四部【上場申請会社の特別情報】

第1【最近の財務諸表】

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

第17期から第19期までの財務諸表につきましては、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けておりませんのでご留意ください。

1 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第17期 (2015年4月30日)	第18期 (2016年4月30日)	第19期 (2017年4月30日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	10,522	41,705	140,977
その他	4,503	56,352	11,052
流動資産合計	15,026	98,057	152,029
固定資産			
有形固定資産			
建物	70,623	57,646	61,136
減価償却累計額	△12,924	△14,094	△17,846
建物（純額）	57,699	43,552	43,289
構築物	6,264	6,264	6,264
減価償却累計額	△104	△720	△1,274
構築物（純額）	6,159	5,543	4,989
車両運搬具	14,463	14,463	14,463
減価償却累計額	△6,927	△9,732	△11,485
車両運搬具（純額）	7,536	4,730	2,977
工具、器具及び備品	1,426	1,426	1,426
減価償却累計額	△456	△698	△880
工具、器具及び備品（純額）	970	728	546
土地	164,634	136,456	136,456
有形固定資産合計	237,000	191,011	188,259
投資その他の資産			
投資有価証券	4,353,276	4,929,324	6,737,700
出資金	10	10	10
長期前払費用	816	616	416
その他	3,266	3,266	4,645
投資その他の資産合計	4,357,368	4,933,216	6,742,772
固定資産合計	4,594,369	5,124,228	6,931,032
資産合計	4,609,395	5,222,286	7,083,061

(単位：千円)

	第17期 (2015年4月30日)	第18期 (2016年4月30日)	第19期 (2017年4月30日)
負債の部			
流動負債			
株主、役員又は従業員からの短期借入金	172,508	186,736	287,861
その他	4,996	6,745	1
流動負債合計	177,505	193,482	287,863
固定負債			
長期借入金	90,758	86,450	—
繰延税金負債	1,524,336	1,690,470	2,316,168
固定負債合計	1,615,094	1,776,921	2,316,168
負債合計	1,792,599	1,970,403	2,604,031
純資産の部			
株主資本			
資本金	10,000	10,000	10,000
利益剰余金			
その他利益剰余金	20,226	46,599	91,069
繰越利益剰余金	20,226	46,599	91,069
利益剰余金合計	20,226	46,599	91,069
株主資本合計	30,226	56,599	101,069
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	2,786,568	3,195,282	4,377,960
評価・換算差額等合計	2,786,568	3,195,282	4,377,960
純資産合計	2,816,795	3,251,882	4,479,030
負債純資産合計	4,609,395	5,222,286	7,083,061

2 【損益計算書】

(単位：千円)

	第17期 (自 2014年5月1日 至 2015年4月30日)	第18期 (自 2015年5月1日 至 2016年4月30日)	第19期 (自 2016年5月1日 至 2017年4月30日)
売上高	26,946	43,413	68,862
売上原価	—	—	—
売上総利益	26,946	43,413	68,862
販売費及び一般管理費	※ 33,900	※ 29,860	※ 23,979
営業利益又は営業損失 (△)	△6,954	13,552	44,882
営業外収益			
受取利息	3	1	0
投資有価証券売却益	447	—	—
その他	11	4	86
営業外収益合計	462	6	86
営業外費用			
支払利息	818	617	429
営業外費用合計	818	617	429
経常利益又は経常損失 (△)	△7,310	12,941	44,539
特別利益			
固定資産売却益	9,575	13,501	—
特別利益合計	9,575	13,501	—
税引前当期純利益	2,264	26,442	44,539
法人税、住民税及び事業税	70	70	70
法人税等調整額	—	—	—
法人税等合計	70	70	70
当期純利益	2,194	26,372	44,469

3【株主資本等変動計算書】

第17期（自 2014年5月1日 至 2015年4月30日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	10,000	18,032	18,032	28,032	2,197,089	2,197,089	2,225,121
当期変動額							
当期純利益		2,194	2,194	2,194		—	2,194
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					589,479	589,479	589,479
当期変動額合計	—	2,194	2,194	2,194	589,479	589,479	591,674
当期末残高	10,000	20,226	20,226	30,226	2,786,568	2,786,568	2,816,795

第18期（自 2015年5月1日 至 2016年4月30日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	10,000	20,226	20,226	30,226	2,786,568	2,786,568	2,816,795
当期変動額							
当期純利益		26,372	26,372	26,372		—	26,372
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					408,713	408,713	408,713
当期変動額合計	—	26,372	26,372	26,372	408,713	408,713	435,086
当期末残高	10,000	46,599	46,599	56,599	3,195,282	3,195,282	3,251,882

第19期（自 2016年5月1日 至 2017年4月30日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	10,000	46,599	46,599	56,599	3,195,282	3,195,282	3,251,882
当期変動額							
当期純利益		44,469	44,469	44,469		—	44,469
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					1,182,677	1,182,677	1,182,677
当期変動額合計	—	44,469	44,469	44,469	1,182,677	1,182,677	1,227,147
当期末残高	10,000	91,069	91,069	101,069	4,377,960	4,377,960	4,479,030

【注記事項】

(重要な会計方針)

第17期(自 2014年5月1日 至 2015年4月30日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 19年

構築物 3～20年

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式によっております。

第18期(自 2015年5月1日 至 2016年4月30日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 19年

構築物 3～20年

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式によっております。

第19期（自 2016年5月1日 至 2017年4月30日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 19年

構築物 3～20年

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式によっております。

（貸借対照表関係）

第17期（2015年4月30日）

該当事項はありません。

第18期（2016年4月30日）

該当事項はありません。

第19期（2017年4月30日）

該当事項はありません。

（損益計算書関係）

※ 第17期、第18期及び第19期の事業年度において、一般管理費に属する費用のおおよその割合は100%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	第17期 (自 2014年5月1日 至 2015年4月30日)	第18期 (自 2015年5月1日 至 2016年4月30日)	第19期 (自 2016年5月1日 至 2017年4月30日)
地代家賃	5,760千円	5,356千円	6,304千円
支払報酬	—	5,560	3,281
減価償却費	19,327	10,519	6,241

(株主資本等変動計算書関係)

第17期(自 2014年5月1日 至 2015年4月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	20,000	—	—	20,000
合計	20,000	—	—	20,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第18期(自 2015年5月1日 至 2016年4月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	20,000	—	—	20,000
合計	20,000	—	—	20,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第19期（自 2016年5月1日 至 2017年4月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	20,000	—	—	20,000
合計	20,000	—	—	20,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第17期（自 2014年5月1日 至 2015年4月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業活動を行うための必要な運転資金について、必要な資金（主に借入債務）を調達しております。また、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式等であり、上場株式について市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、リスクを管理しております。

借入金は、運転資金に係る資金調達を目的としたものでありますが、柔軟な手元流動性を確保すること等により、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	10,522	10,522	—
(2) 投資有価証券	4,353,276	4,353,276	—
資産計	4,363,798	4,363,798	—
(1) 株主、役員又は従業員からの 短期借入金	172,508	172,508	—
(2) 長期借入金 (*)	95,740	92,318	3,421
負債計	268,249	264,827	3,421

(*) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

時価について、株式等は取引所の価格によっております。また保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負債

(1) 株主、役員又は従業員からの短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金融債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	10,511	—	—	—
合計	10,511	—	—	—

3. 短期借入金及び長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
株主、役員又は従業員 からの短期借入金	290,774	—	—	—	—	—
長期借入金	4,982	4,984	4,986	4,988	4,990	70,807

第18期 (自 2015年5月1日 至 2016年4月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組み方針

当社は、事業活動を行うための必要な運転資金について、必要な資金（主に借入債務）を調達しております。また、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式等であり、上場株式について市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、リスクを管理しております。

借入金は、運転資金に係る資金調達を目的としたものでありますが、柔軟な手元流動性を確保すること等により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	41,705	41,705	—
(2) 投資有価証券	4,928,124	4,928,124	—
資産計	4,969,829	4,969,829	—
(1) 株主、役員又は従業員からの 短期借入金	186,736	186,736	—
(2) 長期借入金 (*)	91,435	88,168	3,266
負債計	278,172	274,905	3,266

(*) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

時価について、株式等は取引所の価格によっております。また保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負 債

(1) 株主、役員又は従業員からの短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2016年4月30日)
非上場株式	1,200

非上場株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(2) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	41,694	—	—	—
合計	41,694	—	—	—

4. 短期借入金及び長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
株主、役員又は従業員 からの短期借入金	186,736	—	—	—	—	—
長期借入金	4,984	4,986	4,988	4,990	4,992	66,492

第19期（自 2016年5月1日 至 2017年4月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組み方針

当社は、事業活動を行うための必要な運転資金について、必要な資金（主に借入債務）を調達しております。また、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式等であり、上場株式について市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、リスクを管理しております。

借入金は、運転資金に係る資金調達を目的としたものでありますが、柔軟な手元流動性を確保すること等により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	140,977	140,977	—
(2) 投資有価証券	6,736,500	6,736,500	—
資産計	6,877,477	6,877,477	—
(1) 株主、役員又は従業員からの 短期借入金	287,861	287,861	—
負債計	287,861	287,861	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

時価について、株式等は取引所の価格によっております。また保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負 債

(1) 株主、役員又は従業員からの短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2017年4月30日)
非上場株式	1,200

非上場株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(2) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	140,971	—	—	—
合計	140,971	—	—	—

4. 短期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
株主、役員又は従業員 からの短期借入金	287,861	—	—	—	—	—

(有価証券関係)

第17期 (2015年4月30日)

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	4,353,276	42,371	4,310,904
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	4,353,276	42,371	4,310,904
合計		4,353,276	42,371	4,310,904

第18期 (2016年4月30日)

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	4,928,124	42,371	4,885,752
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	4,928,124	42,371	4,885,752
合計		4,928,124	42,371	4,885,752

(注) 非上場株式 (貸借対照表計上額 1,200千円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第19期（2017年4月30日）

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	6,736,500	42,371	6,694,128
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	6,736,500	42,371	6,694,128
合計		6,736,500	42,371	6,694,128

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 1,200千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(税効果会計関係)

第17期（2015年4月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2015年4月30日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	15,754千円
繰延税金資産小計	15,754
評価性引当額	△15,754
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1,524,336
繰延税金負債合計	1,524,336
繰延税金負債の純額	1,524,336

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2015年4月30日)
法定実効税率	37.1%
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△219.6
住民税均等割	3.1
評価性引当額の増減	182.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	3.1

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が2015年3月31日に公布され、2015年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は、従来の37.1%から2015年5月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.4%となります。

この税率変更による影響額は軽微であります。

第18期（2016年4月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2016年4月30日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	13,776千円
繰延税金資産小計	13,776
評価性引当額	△13,776
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1,690,470
繰延税金負債合計	1,690,470
繰延税金負債の純額	1,690,470

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2016年4月30日)
法定実効税率	35.4%
（調整）	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△29.1
住民税均等割	0.3
評価性引当額の増減	△6.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.3

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が2016年3月29日に国会で成立し、2016年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.4%から、2016年5月1日に開始する事業年度及び2017年5月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については34.8%に、2018年5月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については34.6%となります。

この税率変更による影響額は軽微であります。

第19期（2017年4月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2017年4月30日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	10,341千円
繰延税金資産小計	10,341
評価性引当額	△10,341
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	2,316,168
繰延税金負債合計	2,316,168
繰延税金負債の純額	2,316,168

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2017年4月30日)
法定実効税率	34.8%
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△26.9
住民税均等割	0.2
評価性引当額の増減	△7.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.2

(セグメント情報等)

第17期（自 2014年5月1日 至 2015年4月30日）

当社は、財産管理事業という単一セグメントであり、記載を省略しております。

第18期（自 2015年5月1日 至 2016年4月30日）

当社は、財産管理事業という単一セグメントであり、記載を省略しております。

第19期（自 2016年5月1日 至 2017年4月30日）

当社は、財産管理事業という単一セグメントであり、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

第17期(自 2014年5月1日 至 2015年4月30日)

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要な株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	水永政志	—	—	当社代表取締役	(被所有) 直接 100.0	資金の借入	運転資金の借入(注) 2.	10,887(注) 1	株主、役員又は従業員からの短期借入金	172,508(注) 1

(注) 1. 記載金額の取引金額及び期末残高には、消費税等が含まれておりません。

2. 役員との取引は、当社の代表取締役である水永政志との運転資金の借入に係る取引であり、無利息であります。

第18期(自 2015年5月1日 至 2016年4月30日)

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要な株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	水永政志	—	—	当社代表取締役	(被所有) 直接 100.0	資金の借入	運転資金の借入(注) 2.	14,227(注) 1	株主、役員又は従業員からの短期借入金	186,736(注) 1

(注) 1. 記載金額の取引金額及び期末残高には、消費税等が含まれておりません。

2. 役員との取引は、当社の代表取締役である水永政志との運転資金の借入に係る取引であり、無利息であります。

第19期(自 2016年5月1日 至 2017年4月30日)

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要な株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	水永政志	—	—	当社代表取締役	(被所有) 直接 100.0	資金の借入	運転資金の借入(注) 2.	101,125(注) 1	株主、役員又は従業員からの短期借入金	287,861(注) 1

(注) 1. 記載金額の取引金額及び期末残高には、消費税等が含まれておりません。

2. 役員との取引は、当社の代表取締役である水永政志との運転資金の借入に係る取引であり、無利息であります。

(1株当たり情報)

第17期 (自 2014年5月1日 至 2015年4月30日)

	当事業年度 (自 2014年5月1日 至 2015年4月30日)
1株当たり純資産額	947.14円
1株当たり当期純利益金額	0.74円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当社は、2018年11月16日付で普通株式1株につき148.7株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりです。

	当事業年度 (自 2014年5月1日 至 2015年4月30日)
当期純利益金額 (千円)	2,194
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	2,194
期中平均株式数 (株)	2,974,000

第18期 (自 2015年5月1日 至 2016年4月30日)

	当事業年度 (自 2015年5月1日 至 2016年4月30日)
1株当たり純資産額	1,093.44円
1株当たり当期純利益金額	8.87円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当社は、2018年11月16日付で普通株式1株につき148.7株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりです。

	当事業年度 (自 2015年5月1日 至 2016年4月30日)
当期純利益金額 (千円)	26,372
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	26,372
期中平均株式数 (株)	2,974,000

第19期（自 2016年5月1日 至 2017年4月30日）

	当事業年度 (自 2016年5月1日 至 2017年4月30日)
1株当たり純資産額	1,506.06円
1株当たり当期純利益金額	14.95円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 2. 当社は、2018年11月16日付で普通株式1株につき148.7株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
 3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりです。

	当事業年度 (自 2016年5月1日 至 2017年4月30日)
当期純利益金額（千円）	44,469
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	44,469
期中平均株式数（株）	2,974,000

(重要な後発事象)

第17期（自 2014年5月1日 至 2015年4月30日）
 該当事項はありません。

第18期（自 2015年5月1日 至 2016年4月30日）
 該当事項はありません。

第19期（自 2016年5月1日 至 2017年4月30日）
 該当事項はありません。

第2 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。


独立監査人の監査報告書

2019年2月6日

スター・マイカ・ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

中井 修 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

経塚 義也 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているスター・マイカ・ホールディングス株式会社の2017年5月1日から2018年4月30日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スター・マイカ・ホールディングス株式会社の2018年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2019年2月6日

スター・マイカ・ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

中井 修 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

経塚 義也 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているスター・マイカ・ホールディングス株式会社の2018年5月1日から2018年11月30日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スター・マイカ・ホールディングス株式会社の2018年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上